

第3号被保険者記録不整合問題への 対応関係資料

(1) 年金記録問題に関する調査について(平成21年11月職員アンケート)	1
(2) 職員アンケートからの記録問題への対応策(平成22年3月29日年金記録回復委員会への提出資料)	7
(3) 「3号期間として管理されている不整合機関」の取扱いについて(平成22年12月14日年金記録回復委員会への提出資料)	17
(4) 第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて(通知)	27
(5) 第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書	29
(6) 年金業務監視委員会意見	38
(7) 第3号被保険者の記録不整合問題についての意見(年金記録回復委員会)	45
(8) 第3号被保険者の記録不整合問題への対応について(厚生労働大臣)	47
(9) 第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いに係る通知の廃止等について(通知)	51
(10) 第3号被保険者の記録不整合問題についての意見(その2)(年金記録回復委員会)	56
(11) 社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会報告書	68

平成21年11月30日

各位

社会保険庁総務部総務課長

年金記録問題に関する調査について

この調査は、社会保険庁の現職の方々全員及び昭和37年の社会保険庁発足以降に在籍された元職員の方々（地方庁にあっては社会保険事務所の所長以上、本庁にあっては企画官・室長以上）に対して実施するものです。

年金記録問題については、一昨年以来、ねんきん特別便の送付を行うなど全力を挙げて対応を行っているところですが、更に、この問題の解決や業務の改善に向けた方策について、社会保険業務の各部署の職を経験された皆様方の知恵と工夫を集約したいと考えています。併せて、この問題は、年金制度が始まって以来長い年月にわたり様々な問題が積み重なって生じておりますので、皆様方がそれぞれの時期にどのようにこの問題を認識し、それにどのように対応しようとしてきたのか、また、現時点における反省点についても把握したいと考え、今般、調査を行うこととなりました。

日々の業務で大変多忙な方も、既に退職されて相当の年数が経過している方も、どうか上記のような調査の趣旨をご理解いただき、別紙の回答票にご記入の上、同封した返信用封筒に入れて封かんの上、12月15日（火）までに返信いただきますよう、お願い申し上げます。

誠に勝手ながら、この調査の回答については、回答者氏名等が入った別紙の回答票を、「氏名」欄、「メールアドレス」欄等を伏せた上で、公表させていただく場合があります。

また、ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

平成21年12月15日（火） 必着でお願いします。

なお、長妻厚生労働大臣に対して直接伝えたいことがある方は、大臣のメールアドレス（nagatsuma-akira@mhlw.go.jp）宛てにメールをお送りください。

※年金記録問題には、次のような事象があります。

- ・オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あること。
- ・厚生年金の旧台帳(1430万件)、船員保険の旧台帳(36万件)の中にコンピュータに収録されていない記録があること。
- ・オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等から正確に入力されていないものがあること。
- ・保険料を納付した旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付記録が台帳等に記録されていないケースがあること。
- ・事実に基づかずに、遡及して標準報酬等を訂正したり、遡及して資格を喪失させたりしているケースがあること。

(照会先) 社会保険庁総務部総務課企画室

武田、塩入、菅原

代表 03-5253-1111 内線3512・3513

直通 03-3595-2762

必ずご記入ください。

この用紙は、公表することはありません。

氏名				
区分	現職者	退職者 (昭和・平成 年 月退職)		
所属	本庁	地方庁 (都・道・府・県))
メールアドレス				

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付け、退職者の場合は、退職年月を併せて記入してください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付け、地方庁の場合は、当該社会保険事務局の都道府県名まで記入してください。

(注3) 「メールアドレス」欄は、差し支えなければご記入ください。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

記録問題への対応策（未定稿）

- ◎ 職員アンケートの回答において指摘されている意見・提言については、年金管理審議官の下に設置した作業班において読み込み、抜き出し作業を行った。そこで、その中から、今後の年金記録問題の解決や業務の改善に向けた検討課題を、第三者の視点から実務的に抽出するため、年金記録回復委員会の磯村・岩瀬・梅村の委員 3 名の他に、アンケート回答者の中から年金局が選抜した事情をよく知悉している退職者 2 名を加えた、合計 5 名で作業を行った（2/4 の回復委員会以降、2/10, 2/17, 3/3 の 3 回実施）。
- ◎ 寄せられたコメントが、アンケート記載の質問 4 項目ごとに必ずしも対応していないこともあり、年金記録問題への対応策という観点から、記録回復に参考となるようなコメント内容に着目して整理の上、対応策別に、主なものを以下のように列挙した。
- ◎ 改善意見の多かった事案については、その改善の方向がまとまり次第、その進捗状況を日本年金機構の機構 LAN に順次掲載することにより、機構職員に対し周知を図ることとする。また、引き続き個別の課題に応じて機構職員の意見を聞きながら対応を進めることとする。

例；その 1-「カセットオーブン」

⇒ 現在構築中の紙台帳検索システムにおいて、カセットオーブンされていない旧台帳についても、検索・閲覧が可能となる予定。

その 2-「旧市区町村名」、「崩し字」、「各地の固有屋号名称」のリストアップ

⇒ 「旧市区町村名」及び「崩し字」は既存のリストを活用し、LAN掲示により職員周知を図る。「各地の固有屋号名称」については、先行して事業所検索システムを作成した東京でデータ化した旧屋号等を全国で活用する。その他の地域の旧屋号等については、事業所検索システムへの旧屋号等の収録状況、旧屋号等の情報蓄積状況及びシステムへの要望を聴取したうえ、対応を検討する。

(1) 「コンピュータ記録と紙台帳の突合せ」作業(*)の拡充等

A. 突合せ対象の拡充と精査の徹底

- 1) 未解明部分（約 995 万件）を中心に「5 千万件」の記録も対象にする。
- 2) 8. 5 億件の名簿等に加え、紙台帳検索システムに「手帳番号払い出し簿」も収載する。

B. 紐つけ方法の拡充

「年金手帳番号や生年月日での紐つけ」で不十分な場合は、「氏名での紐付け」も可能なように、氏名パンチ入力作業を追加する。

(2) 基礎年金番号の非保有者(*1)の年金記録確認を容易にするための環境整備(*2)

(*1) 基礎年金番号の非保有者には、「真正でない基礎年金番号の保有者」も含む。

(*2) 前記「(1)紙台帳との突合せ」を“正面からの対策”とすれば、これは“側面からの対策”との位置づけ。

A. 現況

1) 転職に際しての、偽名・偽生年月日による「年金手帳の重複発行」が、昭和40年代前後に多発したとの指摘がある。これが、結果的には持ち主のわからない“宙に浮いた年金手帳番号”発生に(*)繋がった可能性がある。

(*) 年金手帳の記号番号相違等により収録できなかった資格記録は、「事故照会リスト」として社会保険事務所において定められたルールに従って補正して収録することとしていたが、社会保険事務所から送付された「事故照会リスト」は、文書保存規定により一定期間保管した後、廃棄されているため、資料等を調べたが実態は判らなかった。

2) 実在しない事業所があるほか、実在事業所にも、融資・脱税・公共工事受注などのための架空の被保険者が存在するとの指摘もある。これらの記録は、仮に紙台帳との突合せを行っても本来の持ち主には結びつかない可能性が高い（基礎年金番号が付されていない記録は無論のこと、基礎年金番号が付されていても、いわゆる“幽靈の基礎年金番号”となってしまう）。

3) その他に、短期間の加入で資格を喪失した人など、定期便・特別便の届かない人があり(*)、これらはいわば“年金無縁者”であって、「無年金見込み者」とは、別概念での対応が必要となる。また、「本人不承知の厚生年金加入」などが存在した企業もあったとの指摘もあることから、それらの企業経由での救済手段の可能性を検討中。

(*) 偽名等による“幽靈の基礎年金番号”や“年金無縁者”的件数については把握していない。ただその目安として、住所不詳の事例を含めた件数ではあるが、全ての受給者と加入者を対象に送付した「ねんきん特別便」の未送達件数が一つの目安となる。ねんきん特別便（約1億900万件）については、このうち受給者名寄せ便（約300万件）について、住所調査を行い、再交付を行ってきているが、それでも、ねんきん特別便全体で未送達件数は約243万件（受給者約13万件、加入者約230万件）となっている。

B. 対応策

記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴や使用した姓名・生年月日などの“本人のみが知る記憶”を伺って、個別に確認するしかない。そのためには、次のような“幽靈の基礎年金番号”保有者などへの一斉呼びかけ”キャンペーンが必要となる。

- ①特別便、定期便等が未送達の事例について、マスマディアを通じて、「特別便・定期便の届かない人」などに呼びかけ、名乗り出ていただくとともに、また、23年4月から実施予定の住基ネットを通じた住所把握の仕組みを活用して、改めて定期便等の送付を検討する。
- ②自分自身の年金記録の確認ができる「年金個人情報システム」に、「私の履歴整理表」の入力支援機能を付加する等により、ご本人の記憶と年金記録との相違の気付きを促すとともに、紙台帳検索システムを活用し、記録の発見を行う。

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかつた。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

(4) 戦災や災害等による記録消失への、記録回復の手続きの明確化

戦災、風水害など災害等による記録消失についての、全国の時期別・場所別の被害状況と回復状況について調査の結果、現在まで判明したところは別紙のとおり。

また、旧社会保険庁年金保険部業務第2課の事務処理要領によれば、昭和40年代には、災害等で記録が滅失した場合の被保険者期間の認定の取扱いが定められていることから、上記調査結果を踏まえつつ、この基準について改めて検討の上、3ヶ月程度を目途に記録回復手続きの明確化を図る。

(5) 「被保険者ゼロ」の事業所の被保険者救済と、そのためのサンプル調査

A. 背景

全喪届けに添付書類が必要になった15年11月から増えたとされるもの。大部分が時期によって賃金職員を雇ったり雇わなかつたりする官庁及び地方公共団体や、既に事業を行わなくなって全喪処理をする必要があるが登記簿等添付書類が間に合っていない事業所の処理未済と目されるが、中には現存稼働事業所の「偽装全喪」の可能性がある。

B. 対応

- 1) 被保険者ゼロ事業所の状況を把握するため、サンプル調査を実施し、現存稼働事業所の可能性のある事業所を選定するための方法を検討する。
- 2) なお、現存稼働事業所の可能性のある事業所が確認できた場合には、事業所調査を実施する。稼働が確認された場合は、適切に是正を行う。

(6) 記録統合の結果、「年金額が減額になる場合の取り扱い」の明確化

A. 記録統合の結果、年金額が減額になる事例

- ① 国民年金の5年年金などの受給者に、過去の厚年記録が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ② 過去の国年被保険者期間と重複して、通算対象期間とならない1年未満の厚生年金被保険者期間が見つかり、国年被保険者期間が遡及して取り消される
- ③ 4種被保険者期間を有している方に、過去の年金記録が見つかり、当該被保険者期間が取り消される
- ④ 配偶者の厚生年金記録判明により、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなる
- ⑤ 障害・遺族厚生年金について、過去の厚生年金記録が判明し、平均標準報酬が下がる
- ⑥ 昭和32年10月前のみなし期間がある方に過去の厚年記録が判明し、平均標準報酬が下がる

B. 現行の取り扱い

特別便の回答等を契機として、記録が見つかったケースについては、平成20年2月8日府文発第0208001号及び同年4月25日府文発第0425001号において、ご本人が、発見された記録による再裁定請求を行わなければ、記録訂正・再裁定は行わないという趣旨から、減額となる場合に減額となる理由、過払い分は返還いただく旨を懇切丁寧に説明することとされ、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに過払い分は返還を求めることとされている。

C. 上記への対応

現行法の枠組みにおいては、ご本人が認めた場合は将来にわたって減額するとともに、過払い分の返還を求めることはやむを得ないが、記録問題に派生する記録訂正により減額となる事態が生じた原因の多くは、国側にあることを踏まえ、丁寧な対応を行う。

1) 受給者

具体的には、現行通知の取扱いを維持しつつ、新たな文書を発出し、ご本人に、訂正を要すると思われる年金記録を確認いただき、「再裁定の申出をされるか」又は「訂正の必要はないか」をご本人に判断していただくこととする。

ご本人が「訂正の必要はない」と回答された場合には、当該記録にそのような回答があつた旨の事跡を残すことにより、減額事例の取扱いの明確化を図る。

2) 加入者

特別便の回答等により記録照会の申出を行われた加入者については、裁定前であり、既に訂正すべき記録の内容を承知しておられることから、現行の通知のとおり、将来の年金額が増額見込みか減額見込みかにかかわらず、改めてご本人にお知らせすることなく、記録訂正を行い、事後的に訂正結果をお知らせする取扱いとする。

なお、今後実施する予定となっているコンピュータ記録と紙台帳等の突合せや、厚生年金基金記録との突合せにおいては、その結果をご本人にお知らせし、その申出に基づき、記録訂正を行うことを基本とするが、既に裁定を受けている受給者について、記録訂正により減額が見込まれる場合については、これらが、ご本人の申出によらず、国（日本年金機構）において行った突合せを契機とするものであること等の事情に鑑み、ご本人にお知らせすることなく、事跡のみを残すこととする。

(7) 複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームを編成し、解決事例を全国で共有。

A. 必要性と対応策

- 1) 各都道府県の旧社会保険事務局等で、それぞれ固有の記録管理・ノウハウ蓄積・処理方法が存在していたので、旧社会保険庁のベテラン退職者から人選し、在宅にて、現場職員からの質問に応答できるよう登録する。
- 2) ベテラン退職者の急増から、旧令共済・旧法・船員保険・遺族年金などに関連する、複雑な事案への即応が困難となり、待ち時間の短縮や適切な相談対応のため、旧社会保険庁のベテラン退職者を極力各ブロック本部に配置し、年金事務所の相談員への支援を行う。同時に、対応事例を、全国で共有できる準備も行う。

B. 実施時期 … 22年度早期からの体制整備を目指す。

(8) 記録検索の容易化、記録統合の正確性確保のための、システムの改善

A. 背景

- 1) これまでシステム構築や修正に際して、現場の改善意見の聴取が不足していた。また、当初は、

記録検索、記録統合の件数がそれほど多くはなかったために、操作性についても大きな問題はなかったが、記録問題発生以降、処理量が激増したため、操作性（使い勝手）改善の必要性が高まっている。

2) 旧台帳(*1)の記録の一部が、現場からは簡便に検索できない(*2)。

(*1) 「旧台帳」＝「マイクロ旧台帳 1,466 万件」と「紙の旧台帳 1,167 万件（保管委託倉庫保管分）」

(*2) マイクロ旧台帳については、オンライン化されておらず、日本年金機構保管のマイクロフィルムのカセットになっており、年金事務所では、直ちに内容が閲覧できないものがあり、『カセットのオープン化』として、要望多数。

⇒この点については、現在、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務を実施するために構築中の「紙台帳検索システム」において、旧台帳についても検索・閲覧が可能となる予定。

3) 船員保険等、複雑な記録管理の経緯のある記録については、記録照会等に困難が生じている。

B. おもな改善点と対応策

1) 記録の検索に関連するもの

…「刷新システム」の前段階として、「現行システムの補修」との観点から検討を行い、まずは、以下の事項等について現行システムへの影響、他の開発案件との優先順位を見極めたうえで、可能なものから改善に着手。

- ①記録検索キーの増加
- ②個人の記号番号から、過去記録への即時照写
- ③氏名検索システムの改善
- ④漢字氏名検索の有効活用
- ⑤事業所検索システムの改善

2) 過去の訂正記録の経緯保存（事跡管理）の徹底

…平成 21 年 10 月より稼働している記録訂正事跡確認システムの現時点での事跡管理状況を調査し、登録を徹底するように周知。そのうえで、現行のシステムの改善も含め、対応を検討する。

3) 外国人被保険者の氏名検索

…氏名検索が不能とならないよう、ご本人に対し、年金手帳を必ず保管し、届出・手続きの際は、年金手帳に記載されているものと同じ表記による氏名を記入するよう周知することを検討する。

4) 現場の意見や要望を基にした、システム改善やソフトの導入

…システムの改善事項の範囲・内容を決定するに当たっては、手作業部分も含めて、機構の関係部署において、現場の意見を把握するプロセスを検討している。

5) 船員保険等については、コンピュータ記録と紙台帳等の突合せ等記録確認を行うに際して、

慎重に対応する。

(9) 相談者の、誤認や勘違いへの対応

記録確認の相談で、国民年金では国民健康保険料の支払いを国民年金保険料の支払いと勘違いする、厚生年金では制度上未適用となるケースであるにもかかわらず就職したことを厚生年金に加入したと誤認するケースが多い。

これらについては、「誤認事例のリーフレット」を、現場に備置するとともに、ホームページにも掲示することを検討している。

(10) その他の具体策起案中の事項

A. 保険料の過払い

1) 国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付

平成17年4月前の記録については、平成20年4月の通知により還付できる取扱いとし、20年8月及び21年9月に保険料還付となる対象者へのお知らせを実施。再度お知らせすることを検討する。

(*)平成17年4月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正。

2) 異なる被用者年金制度の重複加入

厚生年金と共済年金など異なる被用者年金の重複加入については、記録訂正によって保険料の還付が生じることになるが、事業主が死亡した場合など被保険者本人への還付について、制度上及び運用上どのような対応が可能か、今後更に検討を進める。

B. 統合ミスの再発防止

ねんきん特別便の回答の中で調査が不十分で間違った回答を行った例がある。これらについては、統合ミスの再発防止策として、本人確認をより確実に行うため氏名、性別、生年月日だけでなく、職歴や住所を確認することを徹底するマニュアルの作成について検討している。

C. 厚生年金における「短期間の資格期間誤り」の救済

月末に退職した場合の資格喪失日の届出誤りや6ヶ月程度以内の「短期間の資格期間誤り」(*)について、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、年金記録回復委員会の実務家検討段階で、その救済方策を検討している。

(*) 何れも大部分は、事業主側の知識不足もしくは単純ミスによるもの。

D. 脱退手当金の非受領の申立てへの対応

厚生年金の短期加入で退職する被保険者が脱退手当金の受給を選択した場合は、脱退手当金の対象となった期間は厚生年金の被保険者期間でなかったものとみなされる制度があったが、その脱退手当金を受領していない、すなわち厚生年金の被保険者期間を回復して欲しいとの申立てが、昭和40年前後に支給された記録を中心に行われている。

こうした申立てのうち年金記録確認第三者委員会であっせんされた事案の中には、退職する被保険者に脱退手当金の受給を申請する意思がないにもかかわらず、勤務先の事業主が被保険者に代わって請求し、受領した脱退手当金を当該被保険者に支払わなかつたと疑われるケースがある。

この点については、年金記録確認第三者委員会における「あっせん事例」・「非あっせん事例」の分析結果を踏まえ、いわゆるまだら事案について記録回復基準の設定を検討している。

E. 事業主から従業員への通知義務の徹底方策

事業主は、資格取得届や月額変更届等の届出を行い、日本年金機構の確認を受けたときは、資格取得年月日及び標準報酬等をすみやかに従業員に通知しなければならないこととされているが、従業員への通知が徹底されていないという指摘がある。

これについては、現在行っている算定基礎届の提出時期前に各年金事務所が開催する算定説明会や納入告知書同封のチラシによる周知及び事業所調査の際の事業主指導等を通じて徹底する。

補足事項

今回の取りまとめに当たり、具体的な結論を得られなかつたものについては、厚生労働省及び日本年金機構において引き続き検討を進め、具体的な対応に結びつけていくこととしている。

以下は年金記録問題の対応策や施策と直接関係するものではないが、職員アンケートの回答を集約・整理するに当たり感じられた事項を補足する。

(1) 職員アンケートの質問項目では年金記録問題に対する認識をその一つに挙げていたことから、記録問題への反省が記されている回答が多く見られた。それらを見て強く感じられたのは、「年金給付の裁定請求時にご本人が来るのだから、その時に直せばよい」という裁定時主義が常識化していたことである。法律上は申請主義を探ることから、ご本人の申請に基づく裁定は必要であるが、だからといって年金記録を裁定の時まであいまいなまま放置することが許されるものではない。日本年金機構の運営方針や新たに定められたお客様へのお約束10か条を実践し、職員それぞれの意識改革を引き続き進めていくことが必要である。

(2) また、職員アンケートの回答の中では、上述のほかに、旧社会保険庁における年金記録問題発生の最大公約数的要因として、次の3点に関連するコメントが寄せられている。

1. 過去の職員組合の、記録ミスを防ぐ作業への非協力ないしは拒否。
2. 法制度起案側である厚生労働省の、現場無視の複雑・難解・非合理的な立法措置。
3. 現場の意見を汲み上げようとしなかつた、社会保険庁本庁ないしは上層部の姿勢。

何れも、既に巷間に伝えられている要因であるが、これらについては厚生労働省及び日本年金機構において、改めて運営上の課題として受け止めて、今後の対応を進める必要がある。

(3) 更に、回答では、大切な記録をお預かりしているという認識が不足していたといった職員自身の意識の問題や、お客様への姿勢、記録管理や事業所からの届け出、チェック体制、組織、広報などのあり方など様々な面での反省が見られた。

そういう反省に立って、

- ・対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけた。
 - ・年金記録問題の早期解決に向けて、土日に出勤して年金額仮計算書の年金額試算の支援をしたり、電話・窓口対応では1件でも多く解決出来るように取り組んだ。
 - ・窓口装置で確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしてした「トラの巻」を作成した。
- というように問題解決に向け地道に努力している職員も見られたところである。

今後の年金記録の速やかな回復に向けては、今回取りまとめた対応策を着実に進めるとともに、各職員の反省と「就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっていこうと考えた」という新人の初心が生かせるような組織とすることを目指して、日本年金機構は不斷に努力することが必要である。それとともに、厚生労働省もその努力に対して最大限の支援を行うことも必要である。

◎戦災、風水害等による記録消失・回復等の状況について

(別紙)

報告元	時期	種類	①災害による被害状況 ②被害データの特定	対策	復旧状況
1 北海道 北海道ブロック本部	昭和20年11月6日	火災	①道庁の火事により保険課が一部焼失。 ②被保険者名簿等の一部が消失、冠水のため判読不能となつた。(具体的には特定できていない)	事業所への訪問、調査票の送付等の調査を行い修復作業を実施。(OBより聴取)	大規模事業所についてはある程度修復できたが、小規模事業所、特に退職者については、分からないうことが多い全ては修復出来なかつた。(OBより聴取)
2 北海道 砂川	昭和37年8月4日	風水害	①台風により事務所が浸水。 ②被害データの状況は不明	—	実質的な被害なし(OBより聴取)
3 青森 青森	昭和20年7月頃	戦災	①青森県庁空襲により焼失 ②健保厚年被保険者名簿の一部焼失	事業所に確認をし、回復に努めた。(OBより聴取)	大部分が回復できたが、一部は回復できず(OBより聴取)
4 新潟 新潟西	昭和39年6月16日	地震	①新潟地震による床上浸水、土砂津波の流入等 ②被保険者原簿の3分の2が冠水、一部判読不明。	乾燥させた、判読不明なものは書き換えを行つた。(資料より)	1か月以内に作業完了した模様(資料より)
5 東京 港	昭和20年5月29日	戦災	①空襲により焼失 ②会計金庫内の書類以外は全焼。	本庁の索引簿を確認及び事業所への照会を行つた。(資料より)	復元したとの記録あり。(資料より)
6 東京 江東	昭和20年3月10日	戦災	①空襲により焼失 ②名簿消失(大多数)	昭和60年頃、業務センターより旧台帳マイクロフィルムを取り寄せ作業していた(OBより聴取)	—
7 東京 品川	昭和28年5月22日	火災	①放火により事務所3分の2が焼失 ②記録台帳のうち60万件が焼失	本庁からの予算措置を受け、貰金職員を雇用し復元作業を行つた。(OBより聴取)	2ヶ月間の作業で台帳は復元されたが、チェックの不備等により、一部記載漏れ、誤記等があることが後日判明した。(OBより聴取)
8 神奈川 川崎	昭和20年4月15日	戦災	①空襲により焼失 ②記録台帳のうち相当数が焼失した。	事業所から資料を取り寄せ戦災台帳を作成した。(OBより聴取)	取り寄せられた資料が一部にとどまつたため完全には復元できなかつた。(OBより聴取)
9 石川 金沢北	昭和23年11月16日	火災	①保険課が元商品陳列館火災により類焼 ②払出簿、被保険者台帳が焼失。	事業主、被保険者、保険者の協力により復元作業を行う。(資料より)	一部を除き復元。(資料より)
10 愛知 熱田	昭和20年6月9日	戦災	①戦災より焼失 ②文書、資料が残つておらず詳細は不明、おそらく厚年被保険者名簿は焼失。 (現立寺、半田事務所管轄含む) 旧台帳、年金番号の払出来引票は別の場所(愛知県内)で管理されていた直接の被害なし。 厚生年金保険被保険者名簿はおそらく焼失している。記録の管理方法は不明。	おそらく昭和21年初頭頃から旧台帳、払出来引票をもとに事業所の協力を得て復元したと思われる。 復元状況にかかる資料は無い。(OBより聴取)	昭和21年初頭頃の現存事業所の現存被保険者の名簿は復元。(OBより聴取)
11 愛知 熱田	昭和34年9月26日	風水害	①伊勢湾台風による風水害 ②被保険者名簿、年金番号払出し索引票の一部水につかり、記載が漫んで不鮮明になる。	被保険者名簿等を乾かしたと思われる。(OBより聴取)	不鮮明なまま特に復旧はしていない。(OBより聴取)
12 福井 武生	昭和23年頃	地震・豪雨	①地震と豪雨で県庁が浸水 ②年金番号払出し簿が浸水 県庁(城址)の倉庫に記録を保管。	再作成した(OBより聴取)	震災後の豪雨により年金番号払出し簿に滲みが確認されたため、乾かした上で上からなぞるなどして復元した。(OBより聴取)
13 福岡 中福岡	昭和30年2月20日	火災	①社会保険事務所に隣接する支払基金が焼失 ②延焼危機回避のため、旧台帳を退避の際、滅失	—	旧台帳の特定は不可、紙保険者名簿、払出し簿の損害はなし。(OBより聴取)
14 福岡 久留米	昭和28年6月	水害	①昭和28年西日本水害による浸水 ②被保険者名簿のインクが水害により滲む。 喪失年月日、氏名等が判読できないものが実在。	被保険者名簿の滲んだ部分を上からなぞるなどしているものがあるが、復元時期・方法等は不明。喪失処理や算定の際に事業所から聴取の上復元したとも聞いている。(OBより聴取)	—
15 福岡 直方	昭和28年2月2日	火災	①火災により事務所焼失 ②被保険者名簿を焼失、払出し簿被害なし(不明部分はある)	現存被保険者→事業所と記録照合 喪失被保険者→事業所(現存)の名簿等から復元作業を行う。 全喪事業所に係る被保険者名簿→払出し簿から復元作業を行う。(資料より)	現存被保険者→昭和28年10月算定基礎時までに復元 喪失被保険者→大部分が復元 全喪事業所に係る被保険者名簿→連絡が取れなかった事業所については復元できず。(資料、OBより聴取)
16 大分 大分	昭和23年2月9日	火災	①大分県庁の火災 ②厚年台帳を焼失(新聞記事より)	事業所の協力を得て再作成(新聞記事より)	復元作業は行った(OBより聴取)
17 大分 大分	昭和34年か35年頃	風水害	①台風により事務所が浸水 ②台帳の種類は不明。県庁の地下2階倉庫で保管していた。	復元作業は行った(OBより聴取)	実質的な被害なし(OBより聴取)
18 座児島 川内	昭和44年6月30日	水害	①大雨による川のはんらんで府舎浸水 ②事務所1階倉庫が水に浸かり国年台帳転記済みの検認台紙及び切り替え済みの旧台帳が水に浸かる。 件数等は不明。	水が引いた後に倉庫の清掃を行つた。(OBより聴取)	実質的な被害はないため、特段の復旧作業は行わなかつた。(OBより聴取)

平成22年12月14日
年金局事業管理課

「3号期間として管理されている不整合期間」 の取り扱いについて

平成21年12月に実施された旧社会保険庁職員アンケートにより、実際には1号被保険者にもかかわらず、3号被保険者として管理されている記録（以下「不整合記録」という。）が存在しているという事案が判明。

〈ケース1〉

2号被保険者が1号へ種別変更したにもかかわらず、その配偶者である3号被保険者の1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

(転職)

夫	サラリーマン（2号）	自営業者（1号）
---	------------	----------

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）	自営業者（1号）
---	-------------------	----------

【問題の事例】

(届出なし) ←届出忘れ？

妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）
---	-------------------

〈ケース2〉

3号被保険者が扶養から外れているにもかかわらず、1号への種別変更が行われていない。

【本来の姿】

夫	サラリーマン（2号）
---	------------

(種別変更の届出) ←届出義務がある

妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）	パートで働き年間130万円以上の収入（1号）
---	-------------------	------------------------

【問題の事例】

(届出なし) ←届出忘れ？

妻	サラリーマンの被扶養配偶者（3号）
---	-------------------

不整合記録への対応策について

平成22年3月29日に開催された年金記録回復委員会において、不整合記録についての対応策が取りまとめられた。

職員アンケートからの記録問題への対応策（未定稿）

～抜粋～

(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

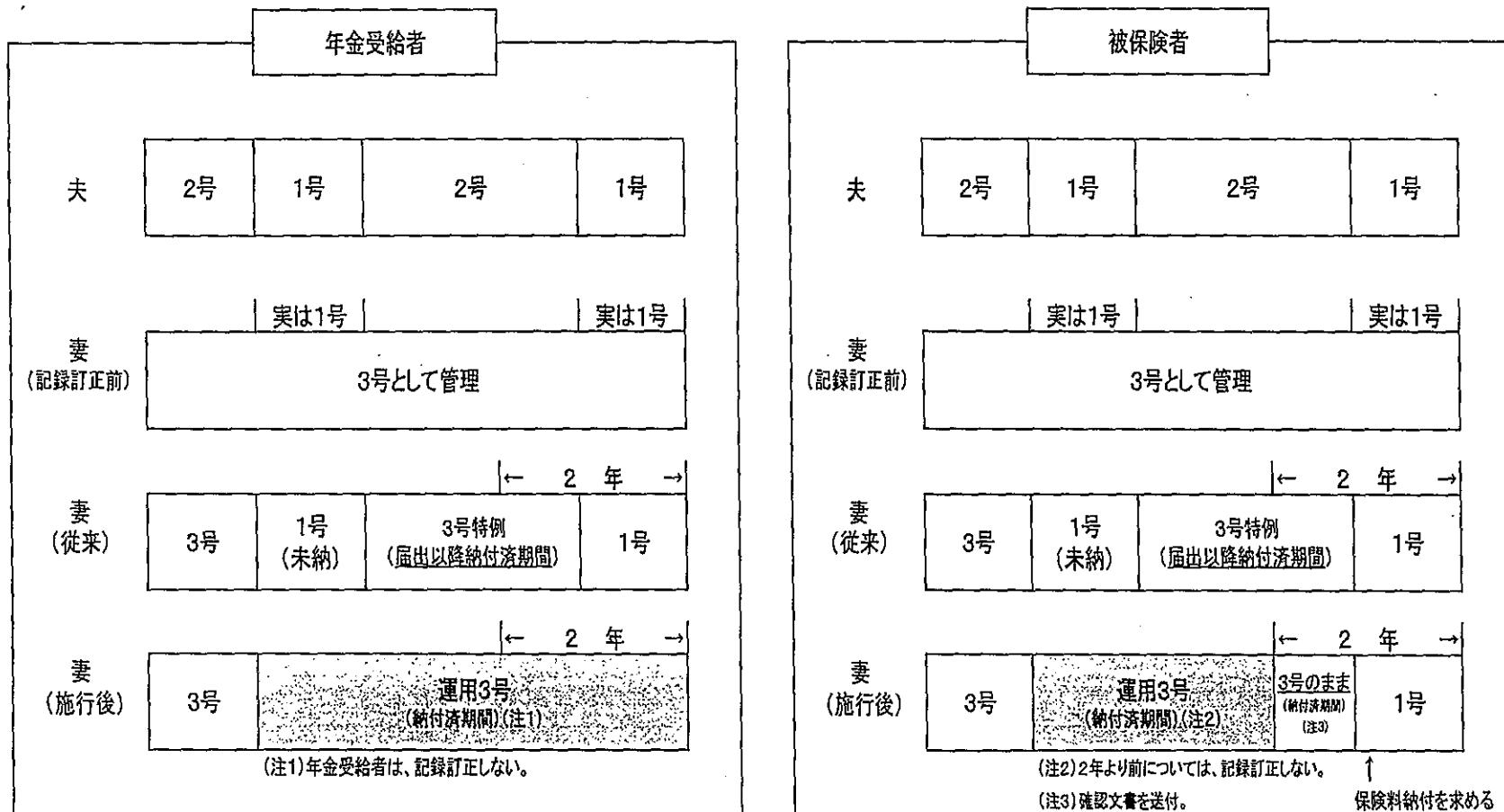
2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

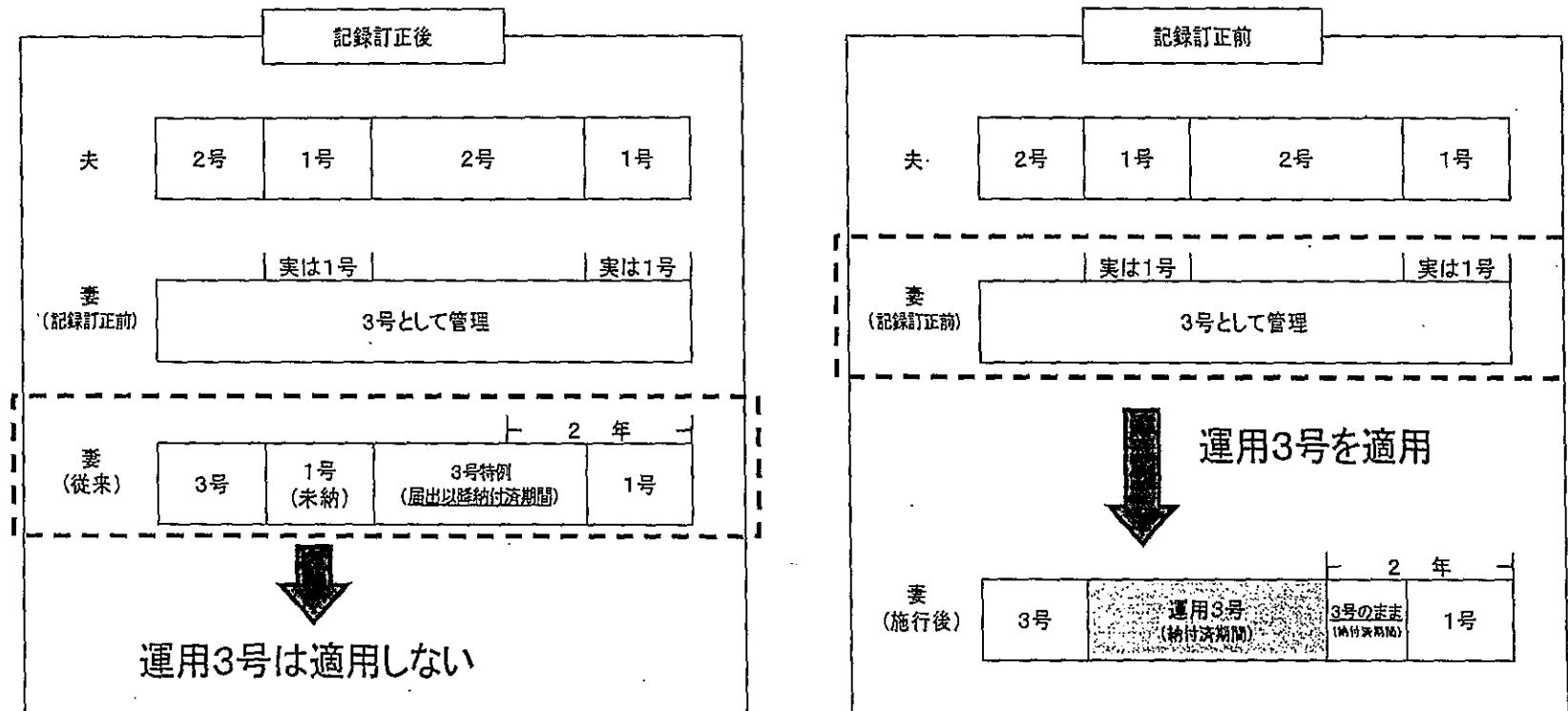
運用による3号について

年金記録回復委員会において、取りまとめられた対応策に基づき、運用により3号を適用した期間を「運用3号」期間とし、納付済期間として取り扱うこととする。



運用3号の適用について

- 運用3号に係る取扱いについては、年金局から日本年金機構に対し通知する予定としており、通知が行われた後（施行後）に不整合記録が判明した場合に適用することとする。したがって、通知前（施行前）に既に記録が正しく訂正されている場合は適用しない。
- 記録訂正是本人確認のうえで、訂正された正当な取扱いであり、正当な記録に訂正された期間を3号期間に戻すことはしない。
- 下記図 [] の状況により、適用するか否かが決定される。



直近2年間の対応について

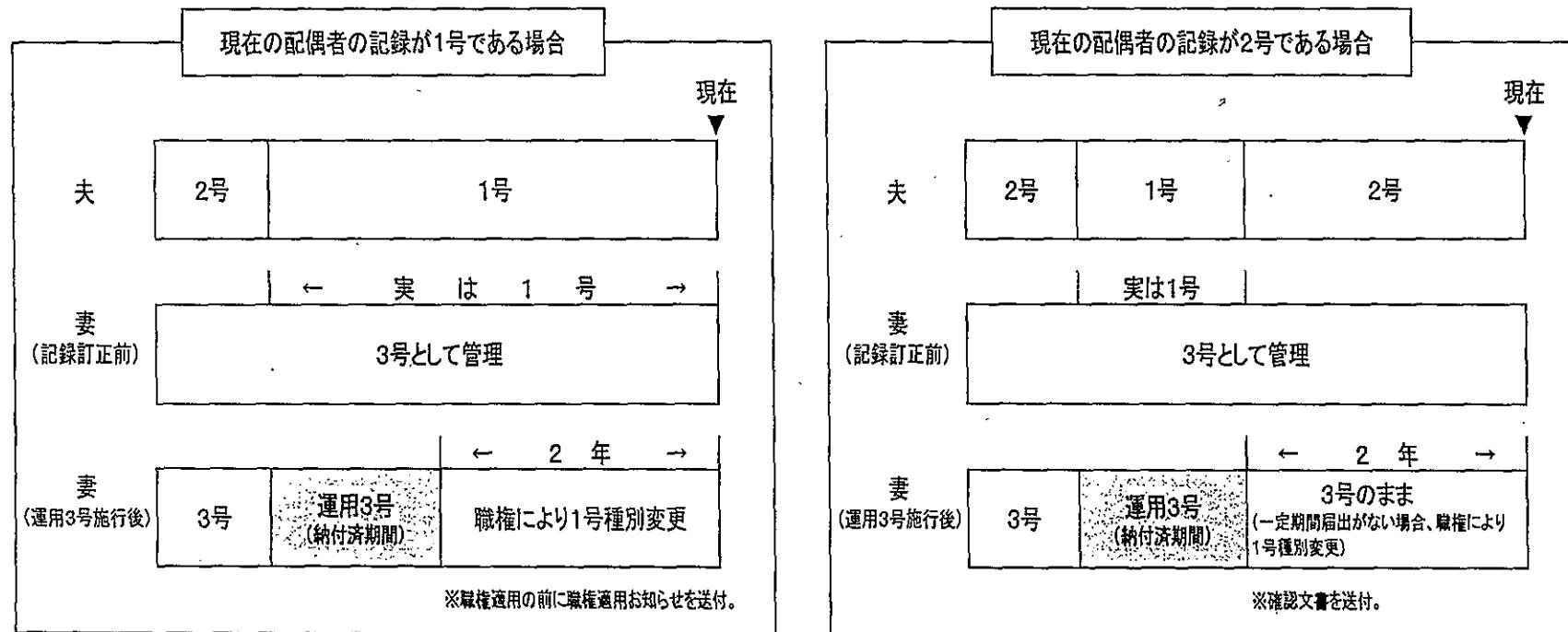
現在の配偶者（例：夫）の記録が1号である場合

→ 本人（例：妻）あて、職権適用のお知らせを送付した後、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。

現在の配偶者（例：夫）の記録が2号である場合

→ 本人（例：妻）あて、3号のままで正しいのか確認文書を送付（2回）し、一定期間、届出がない場合は、職権により1号へ記録訂正し、納付書を発行する。

21



運用3号の効力について

運用3号の取扱いに係る通知（年金局→機構）の効力を有する期間（範囲）については、以下のとおりとする。

効力を発する日（始点）	施行日（平成23年1月1日）
有効期間	昭和61年4月～
将来の取扱い	運用3号期間として確認した期間については、将来にわたって第3号被保険者期間として記録管理し、年金の裁定に結びつけていくように取り扱う。 なお、今後はこのような不整合記録が生じないようにするための措置を段階的に講じていき、その結果を踏まえながら運用3号の取扱いの見直しを行う。

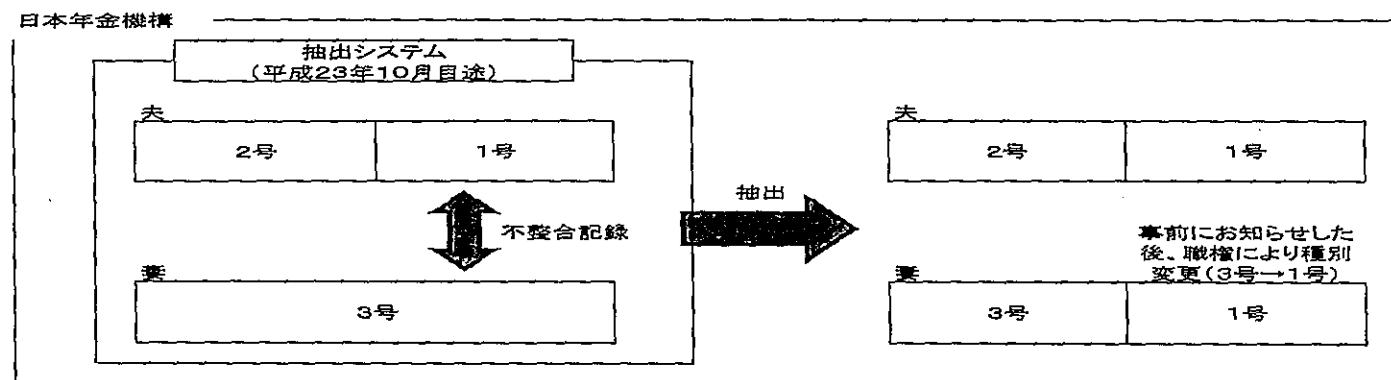
※ 上記有効期間において、不整合記録が判明した場合は、運用3号を適用する。
(記録訂正されていないことが条件)

事務スキームについて part1

不整合記録を解消するために、以下の取り組みを実施していく。

①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

→ 不整合対象者を抽出するためのシステム（以下「抽出システム」という。）を構築し、これにより抽出された不整合記録を職権により種別変更（3号→1号）する。



②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

→ 協会けんぽ及び共済組合については、被扶養者情報を活用した種別変更の勧奨及び職権適用を実施しており、今後も継続していく。併せて、健康保険組合についても、同様の対応を実施できるよう、引き続き調整を進める。

事務スキームについて part2

以下の段階を踏んで不整合記録を解消していく。

①配偶者（例：夫）が1号、本人（例：妻）が3号のケースへの対応

〈第1段階〉（取扱通知発出日）

- 年金相談等で、不整合対象者であることが判明した場合は、直近2年間を除いて運用3号を適用し、その旨、事蹟管理システムにおいて管理する。

〈第2段階〉（平成23年10月から実施予定）

- 抽出システムにより不整合対象者を抽出した後、職権で種別変更する旨のお知らせを事前に送付し、その後、直近2年間について、3号から1号へ種別変更する。
- これに伴い、直近2年より前の期間は運用3号を適用することとなり、その旨事蹟管理システムにおいて管理する。

②配偶者（例：夫）が2号、本人（例：妻）が3号（実際は生計維持されていない）のケースへの対応

〈第3段階〉

- 健康保険組合より被扶養者の情報提供を受け、種別変更（3号→1号）の勧奨状を送付する。
- 併せて、この時点における不整合対象者を、再度、抽出システムにより抽出し、職権で種別変更する。



〈第3段階〉まで行った上で、一定期間後に今回の措置の効果を検証し、措置の継続の必要性等について検討する。

22.12.14

年金局 → 機構

(案1)

年管企発	第 号
年管管発	第 号
平成22年	月 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

標記については、本年3月29日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不明確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第3号被保険者期間としての年金記録を実際には第1号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成23年1月1日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第3号被保険者との配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるので、所要の準備を進められたい。併せて、第1号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。

記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間で
あつたことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 受給権者

既に裁判が行われていることから、現状を変更しないものとすること。

2 被保険者及び被保険者であった者

- (1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める
こと。
- (2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状
を変更しないものとすること。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間に
ついては、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る
保険料の納付を求ること。

年管企発1215第2号
年管管発1215第1号
平成22年12月15日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



厚生労働省年金局事業管理課長



第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて

標記については、本年3月29日に開催された年金記録回復委員会において「職員アンケートからの記録問題への対応策」の「(3) 3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策」として下記の取扱いが取りまとめられたところであるが、これは、第3号被保険者期間としての年金記録を実際には第1号被保険者であった期間も含め、真正な記録と認めて行政としての決定等を行ってきたことから、行政の決定等に対する国民の信頼を一定の範囲において保護する必要があるという観点からの取扱いである。

については、下記の取扱いを平成23年1月1日より実施することとされたい。ただし、同日までに本人が当該期間の年金記録を確認し、既に記録の訂正がなされているものについては、対象とならないことに留意願いたい。

また、被保険者及び被保険者であった者に係る取扱いについては、第3号被保険者とその配偶者の記録の突き合わせを行い、該当者を把握していく必要があるので、所要の準備を進められたい。併せて、第1号被保険者への種別変更が適切に行われていない場合における届出勧奨及び種別変更の処理について、今後遺漏なく行われるよう、一層の徹底を図られたい。

記

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が、実際には第1号被保険者期間で
あったことが事後的に判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

1 受給権者

既に裁定が行われていることから、現状を変更しないものとすること。

2 被保険者及び被保険者であった者

(1) 将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める
こと。

(2) 過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状
を変更しないものとすること。保険料の時効が到来していない過去2年間の期間に
ついては、遡って第1号被保険者に種別変更するよう認定し、変更した期間に係る
保険料の納付を求ること。

質問第73号
平成二十三年一月十七日提出

第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書

提出者
阿部知子

第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書

現行の年金制度では、第一号被保険者が失業などで第一号被保険者になる場合などには、その配偶者（第三号被保険者）は、第一号被保険者に切り替えることが義務づけられている。ところが、この切り替えをせず、第三号被保険者のままになつてゐるケースがある。この「第三号被保険者の不整合記録問題」に対しても厚生労働省は、平成二十三年一月一日から一律に第一号被保険者の未納部分を二年間さかのぼつて納めれば、それ以前については未納のまま第三号被保険者であつたとする「運用三号」と称する措置を実施している。同措置は「公平性」を欠き、年金制度に対する不信感を助長しかねない。

右を踏まえ、以下質問する。

一 過去にさかのぼつて一律に救済する「運用三号」は、届け出主義を基調とする現行法に抵触すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。現行法に抵触しないというのであれば、「運用三号」の法的根拠を明らかにされたい。

二 「運用三号」を実施するのであれば、法改正を経て実施すべきであつたと考えるが、「運用三号」を実施するにあたつて法改正の必要性を認識していたが、「通知」で済ませたのか、あるいはそもそも法改正の

必要性を認識していなかつたのか、いざれかであるか、明らかにされたい。

三 厚生労働省の説明によれば、第一号被保険者に移行の届け出を行わず未納のままの対象者を救済する根拠として、制度が創設された昭和六一年から平成一〇年二月までは「行政の取り組みがほとんど行われなかつた期間」、平成一〇年四月から平成一七年までは「行政の対応が不十分な期間」としている。

(1) この「ほとんど行われなかつた」あるいは「不十分」であることが、救済の理由であるとすれば、これは「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」ということになると思うが、「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めるとすれば、その期間はいつからいつまでなのか。

(2) 「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないと、その理由を明らかにされたい。

(3) 「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないのであれば、認めずに特定の対象者を一律救済することは可能なのか明らかにされたい。

四 「運用二号」で救済される人（例妻）の配偶者（例夫）が、未納を続けていた場合でも「運用二号」による救済はあるのか。その場合、失業などで第一号被保険者になつた人（例夫）の未納を救済することは

せずに、第三号被保険者から第一号被保険者に移行する人だけを救済することは不公平にならないか。

五 「運用三号」は平成二二三年一月一日から適用されたが、それ以前に自ら申し出た人は適用されず、未納のままとなる。これは不公平になるとと思うが、政府の見解を明らかにされたい。

六 今後、同様のケースであえて第一号の保険料を納めないという人が出てくる可能性がある。もしそうなればモラルハザードになりかねないが、政府の見解を明らかにされたい。

七 年金記録回復については、これまで個々人のケースで救済することがあつたが、今回は対象者すべてである。対象者を一律的に適用するといふのは政府の年金記録に関する方針転換と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 類似の事案あるいは他に同じような例があれば、同様な措置をとるのか、明らかにされたい。

右質問する。

答
弁 第 七 三 号
平成二十三年一月二十五日受領

内閣衆質一七七第七三号

平成二十三年二月二十五日

内閣總理大臣菅直人

衆議院議長横路孝弘殿

衆議院議員阿部知子君提出第三号被保険者の不整合記録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出第三号被保険者の不整合記録に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）上、第三号被保険者は、その配偶者が第一号被保険者の資格を喪失したことにより、同法第七条第一項第一号に該当するに至つた場合には、当該該当するに至つた日から第一号被保険者となるものである。この場合、当該被保険者は、同法第十二条第五項の規定に基づき、第三号被保険者から第一号被保険者への種別変更の届出を行わなければならぬこととされているが、当該届出が行われない場合に、職権で種別変更を行う義務が行政に課せられているわけではなく、また、同法上、当該届出についての周知義務が行政に課せられているわけでもないことから、当該届出が行われない場合の実際の被保険者種別と年金記録との不整合について法律に違反するような行政の瑕疵^{かし}や不作為があつたとは考えていない。

しかしながら、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じてゐる者に対する種別変更の届出の勧奨や当該勧奨に応じない場合の職権による種別変更に係る旧社会保険庁の取組が不十分であり、実際には第一号被保険者であつた期間も含め、第三号被保険者としての年金記録を、事実上、真正な記録と認めて

行つてきた同庁の対応を踏まえると、第二号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第一号被保険者期間であつた事実が事後的に判明した場合に、同法に基づき、当該事実に合わせてこれらの年金記録を過去に全て遡つて職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼をも損ねることとなることから、御指摘の措置（以下「本件措置」という。）は、あえて、現状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするものであり、このことが法的に許されないものとは考えていない。

二について

厚生労働省としては、一及び三についてで述べたとおり、本件措置は、現行の年金制度の運用に係るものであり、法律改正については考えていなかつた。

四について

本件措置は、御指摘の場合の「例妻」について適用される一方で、第二号被保険者であつた「例夫」については適用されないが、第一号被保険者については、保険料を負担していない第二号被保険者と異なり、

毎月保険料を負担しており、失業、転職等に際して、自らの被保険者種別の変更を容易に認識できる状況にあることを勘案すると、そのことが不公平になるとは考えていない。

五について

御指摘の問題点については、本件措置が実施される前に第一号被保険者に訂正された年金記録を改めて第二号被保険者に戻すことは、一及び二について述べた現状の年金記録を変更せずに尊重するという考え方を超え、新たに国民年金法に適合しない年金記録を作成することとなるから、これにより解決することは困難である。なお、今後、低年金者や無年金者の問題等年金制度に関わる諸課題を検討する中で、御指摘の問題点についても検討すべきものであると考える。

六について

お尋ねについては、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じないよう、国民年金法第十二条に基づき、被保険者の種別変更の届出を確實に行うことについて周知徹底してまいりたい。また、日本年金機構においては、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じている者の把握に努め、当該者に対し種別変更の届出を行うよう個別に勧奨とともに、当該勧奨に応じない場合には、職権による種別変更

を徹底していこうとしている。

七について

厚生労働省としては、従来より、「年金記録回復基準」を設け、これに該当する者についての年金記録の回復を図つてきているところであり、本件措置の実施が御指摘のような方針転換となるわけではない。

八について

御指摘の「類似の事案あるいは他に同じような例」の具体的な内容が明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成 23 年 3 月 8 日

総務大臣
片山 善博 殿

年金業務監視委員会
委員長 郷原 信郎

意 見

総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）附則第 20 条第 2 項に基づき、厚生労働省及び日本年金機構が行う年金業務の実施状況について、下記のとおり、意見を述べます。

記

当委員会は、厚生労働省が、平成 22 年 12 月 15 日付けで発した「第 3 号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第 1 号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて」（平成 22 年 12 月 15 日年管企発 1215 第 2 号年管管発 1215 第 1 号厚生労働省年金局事業企画課長及び事業管理課長連名通知。以下「課長通知」という。）に基づき実施された、年金記録上第 3 号被保険者とされている者に対する、「運用 3 号」と称する措置の適法性、妥当性について、平成 22 年度第 9 回（平成 23 年 2 月 16 日開催）及び第 10 回（平成 23 年 2 月 28 日開催）年金業務監視委員会において、ヒアリングを行うなど調査審議した結果、以下の意見を取りまとめた。

今後、「運用3号」及びこれに関連する施策について具体的・総合的な検討が厚生労働省において行われることになると思われるが、当委員会としてもその検討状況を注視し、引き続き必要な調査審議を行う。

1 結論

「運用3号」は、その内容が国民年金法(昭和34年法律第141号)に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることから、廃止すべきである。

一方、年金記録上、既に第3号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第3号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要性があることも否定できないところであり、早急に、公平・公正な対策を検討し、必要な立法措置を講ずるべきである。

なお、「運用3号」の適用を受けることを申し出た者のうち、裁定未了の者については、「運用3号」の適用を行わず、正規の種別変更を行うこととし、既に裁定済みの者についても裁定の取消等の措置を検討すべきである。

2 理由

(1) 違法の疑い

「運用3号」は、事実と異なる年金記録に基づいて、年金保険料の支払期間の不足により国民年金の受給資格を欠く者等に対して、法律上行うことができない疑いがある年金給付、又は法律上想定している金額を超えた年金給付を行うことを、立法措置によらず、厚生労働省の課長通知によって画一的に認めるものであり、違法の疑いがある。

この点に関して、厚生労働省は、「運用3号」について、「年金記録を過去に遡って職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、公的年金制度に対する国民の信頼をも損ねることになることから、あえて、現

状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするもの」との理由により、運用として許容されるものとしているが、そもそも、年金記録は、年金受給権の内容を確定するための手段に過ぎないものであり、被保険者に年金受給の権限を付与するものではない。「年金記録の尊重」ということで年金支給の実態要件を変更することは許されない。

今回の「運用3号」を適用される年金記録上の「第3号被保険者」が、どのような経緯で、事実と異なる年金記録のまま現在に至ったのか、被保険者側に認識、悪意があったのかについて何らデータではなく、それらの者に「不測の不利益」が生じるというのは憶測に過ぎない。

このような措置をとることなく、第3号被保険者の資格を喪失しているのに記録上第3号被保険者となっている者に対して遡って職権訂正を行うことより、むしろ、今回の「運用3号」の措置をとることの方が、「公的年金制度に対する国民の信頼を損なう」ものであることは、後に述べるところからも明らかであり、実質的な観点から総合的に判断して「運用3号」は不適当な措置である。

(2) 実質的な不公平と不公正

「運用3号」は、被保険者、年金受給者間に著しい不公平をもたらす。

第一に、第3号被保険者の資格を失った後も、年金記録上第3号被保険者として記載されていたために、長期間にわたって国民年金の保険料が未納となっていた者に対して、第1号被保険者への種別変更の手続を行い、長期間にわたって国民年金保険料を支払ったことによって年金受給権を取得した者と同様の年金受給資格を認めることは、保険料支払額と年金給付額とのバランスの面で不公平である。

第二に、「運用3号」の適用開始前に、年金記録上第3号被保

険者として誤って記載されていることを年金事務所、市区町村の年金窓口等で指摘され、既に第1号被保険者への種別変更手続きを終えている者は適用されず、「運用3号」の適用開始後に種別変更を行った者は一律に適用されることで、同じような立場の被保険者に対して、僅かな時期の違いによって年金給付額の著しい違いが生じ、不公平である。

そして、重要なのは、「運用3号」の措置が、被保険者側が年金制度を理解し、正規の届出を行ったり、年金事務所、市区町村の担当者等が、正規の届出を行わせる方向で適切な措置をとったりした場合には適用されず、被保険者側が正規の届出を行おうとせず、年金担当者等からも正規の届出を行わせるための措置をとられなかつた場合に適用されるという面で、著しい不公正を生じることである。

(3) 適用の判断の恣意性

「運用3号」は、平成22年3月29日に厚生労働省において、その方針が決定され、その9か月後の同年12月15日付けの課長通知によって、平成23年1月1日からの実施が指示されたものであるが、どの時点以降に受け付けた種別変更の届出について「運用3号」を適用すべきかについて明確な指示が行われていたとは認め難く、現場の裁量によって、恣意的に適用が判断されていた疑いがある。その原因は、本来、立法によってしか行い得ない措置を、運用に関する指示によって行おうとしたことにあると考えられる。

(4) 年金の制度及び運用への信頼崩壊の恐れ

上記のように、違法の疑いがあり、著しく不公平・不公正を生じる措置を、年金事務所等の現場に実質的に大幅な裁量を与える形で実行することは、被保険者側のモラルハザードを生じさせ、年金の制度運用に対する国民の信頼を著しく損なうことになりかねない。

遠い将来における年金受給のために、被保険者たる国民が長期間にわたって保険料を納付し続けることで成り立っている年金制度は、制度に対する国民の信頼なくして存立し得ない。その信頼そのものを崩壊させかねない「運用3号」については、速やかに廃止の決定を行うべきである。

3 参考事項

なお、当委員会の任務は、各種年金に関する厚生労働省及び日本年金機構の事務のうち「事業の実施」に関する事務について調査審議することであり、年金に関する制度の在り方は、直接的には審議事項には含まれない。しかしながら、今回の「運用3号」について、「他に手段がない」ことを理由に正当化しようとされたきた経緯を踏まえ、他の選択肢についても議論を行った。そこで、今後、厚生労働省において今後とられる措置の参考として、当委員会における議論に基づき「運用3号」の代替策についても、言及しておきたい。

そもそも、「運用3号」という方法が考えられた背景には、法改正を伴う措置をとることが困難との認識も影響していたと思われる。「運用3号」の措置をとることが決定された平成22年3月の時点における国会情勢等からは、法改正が容易に行えないとの認識を持ったことは、それなりにやむを得ない面もあったと思われるが、今回、この「運用3号」の問題が大きく報道され、国会でも取り上げられ、野党側からも、その措置の不当性が厳しく指摘されている現状、及び「運用3号」と同様の取り扱いが長年に亘り暗黙裏に放置されていたことについての政治全体の責任に鑑みれば、与野党の協力の下に、时限立法によって、既に時効が完成している保険料債権について幅広く特例納付を認めることや、保険料未納期間を「カラ期間」として保険加入期間に算入することを認める等の措置をとることも十分に検討に値するものと考えられる。

当委員会としては、国の側の対応が不十分だったために長期間

にわたって事実と反する年金記録が放置されていた被保険者に対する対策が公平で適法な手続によって行われることを強く望むものである。

年金業務監視委員会委員名簿

(委員長)

ごう はら のぶ お
郷 原 信 郎 名城大学教授、弁護士

(委員長代理)

たか やま のり ゆき
高 山 憲 之 一橋大学名誉教授

かた ぎり はる み
片 桐 春 美 公認会計士

くさ の みつ よ
草 野 満 代 フリークリエイター

きし むら ひで のり
岸 村 英 憲 横浜市健康福祉局副局長

むら おか よう いち
村 岡 洋 一 早稲田大学理学部教授

よし やま あつ こ
吉 山 敦 子 社会保険労務士

[計7名]

(敬称略)

平成23年3月8日

厚生労働大臣 殿

年金記録回復委員会

第3号被保険者の記録不整合問題についての意見

平成23年3月8日の当委員会において、厚生労働大臣から『法改正なども視野に入れつつ対応することについての助言を求められましたので、以下のように意見を申し述べます。

1. いわゆる「運用3号」については、昨年3月の当委員会の総意としては、やむを得ない対応であるとしたところだが、これについては、当時の状況からすれば、従前の対応との連続性の観点及び今後への是正策の観点から一つの考え方であったと思料する。
2. その後、本年1月以降、各方面から、①「運用3号」対象者と過去に記録不整合を是正してきた者との間での不公平、②今後法令に基づき適正な届け出を行うことに対するモラルハザード拡大の懸念等の指摘をいただく中、厚生労働大臣が「法改正を視野に置いた抜本改善策を早急に検討する必要がある」との考え方を示されているが、諸事情に鑑みると、妥当なことであると思料する。
3. 「第3号被保険者の記録不整合問題」については、今後も年金記録回復委員会として必要な助言等を行う。

以上

年金記録回復委員会 委員名簿

(委員長)

いそむら もとし
磯村 元史 (函館大学客員教授)

いなげ ゆか
稻毛 由佳 (社会保険労務士・ジャーナリスト)

いおせ たつや
岩瀬 達哉 (ジャーナリスト)

うめむら ただし
梅村 直 (社会保険労務士)

かねだ おさむ
金田 修 (全国社会保険労務士会連合会会長)

こまむら こうへい
駒村 康平 (慶應義塾大学教授)

さいとう きよみ
斎藤 聖美 (ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長)

ひろせ こういち
廣瀬 幸一 (社会保険労務士)

み き たけのぶ
三木 雄信 (ジャパン・フラッグ・シップ・プロジェクト株式会社代表取締役社長)

(五十音順、敬称略)

第3号被保険者の記録不整合問題への対応について

平成23年3月8日

厚生労働大臣

第3号被保険者の記録不整合問題（以下「本件」という。）に関して、本日、総務省年金業務監視委員会から総務大臣に対して意見書が提出され、これを受けて、総務大臣から厚生労働大臣に意見が表明された。また同じく本日、厚生労働省年金記録回復委員会において、厚生労働省としての意見を申し述べたうえで助言を受けた。その後、総務大臣と厚生労働大臣で協議を行った。

厚生労働省としては、国会における本件に関する指摘や上述の意見書、助言の内容等を踏まえ、抜本改善策案の方向性と論点について以下のとおり整理するとともに、本件に関して関係者の処分を行うこととする。

I. 抜本改善策案の方向性と論点

1. 抜本改善策は、法律により対応する。
2. 「被保険者（20～59歳）である人」の場合

（ア）受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）

対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、（イ）の特例追納が困難な場合も、その納付されなかった期間を25年の年金受給資格期間に含めて算定する特例（年金額の計算には用いない「カラ期間」とする）を設けることを検討する。

(イ) 上記によりカラ期間となった期間への特例追納の実施

被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間（過去の訂正による期間を含む）にわたり、保険料を追納することができるようにすることを検討する。

ただし、一挙に保険料を納付する事が困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。

<主な論点>

- 分割納付の期間、方法をどうするか。
- 追納の保険料の水準をどうするか。

3. 「年金裁定により既に受給者（60歳以上）となっている人」の場合

・受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする（過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる）方向で検討する。

<主な論点>

- 過去に支払われた年金について、返還を求めるか。
- 将来の年金額を減額するかどうか。

(論点の検討に当たっての留意事項)

- ・被保険者の取扱いとの公平性
- ・現に年金を受給している者の年金を減額することの法制上の可能性
- ・既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者

の生活の安定

- ・不整合を見つけられる者とどうしても見つけられない者が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となること

4. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止

(ア) 本日付で、「運用3号」通知の留保を解除し、通知を廃止する。

(イ) 本年1月1日(昨年12月15日以降受付)から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者については、3月随時払い以降、既裁定額を支給する。ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既裁定額の差額を調整することを検討する。

(ウ) 今後の新規裁定請求(2月24日までに裁定されていなかった受付済みの裁定請求を含む。)については、「運用3号」通知の廃止の後、「運用3号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、3. の対象とすることを検討する。

5. 上記の措置は、法改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。

・「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けるための申し出ができる期間は、法改正施行後3年間に限るものとすることを検討する。

<主な論点>

○3年の間に広報や勧奨を十分行ったとしても、事実関係の確認が困難で、期間内に記録の訂正ができないケース（例えば、過去に健保組合加入の会社員の配偶者がパート等の収入が増え被扶養を外れたこと）がある。

6. 将来に向けて、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討する。

II. 本件に関する処分

本件についての大蔵の監督責任、事務局の業務遂行に関して不適切な点があったことから、本日付けて関係者を処分する。

以上

年管企発0308第1号

年管管発0308第1号

平成23年3月8日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いに係る通知の廃止等について

「第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であったことが事後的に判明した場合の取扱いについて」(平成22年12月15日付け当職通知。以下「平成22年12月通知」という。)に基づく取扱いについては、本年2月24日より、当面、対応が留保されていたところであるが、本日、厚生労働大臣により「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」(別添)が定められ、同日付けで平成22年12月通知の留保の解除及び廃止が行われたので、お知らせする。

なお、同通知の廃止後の事務処理の詳細は、別途定める。

第3号被保険者の記録不整合問題への対応について

平成23年3月8日
厚生労働大臣

第3号被保険者の記録不整合問題（以下「本件」という。）に関して、本日、総務省年金業務監視委員会から総務大臣に対して意見書が提出され、これを受けて、総務大臣から厚生労働大臣に意見が表明された。また同じく本日、厚生労働省年金記録回復委員会において、厚生労働省としての意見を申し述べたうえで助言を受けた。その後、総務大臣と厚生労働大臣で協議を行った。

厚生労働省としては、国会における本件に関する指摘や上述の意見書、助言の内容等を踏まえ、抜本改善策案の方向性と論点について以下のとおり整理するとともに、本件に関して関係者の処分を行うこととする。

I. 抜本改善策案の方向性と論点

1. 抜本改善策は、法律により対応する。
2. 「被保険者（20～59歳）である人」の場合

（ア）受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）

対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、（イ）の特例追納が困難な場合も、その納付されなかつた期間を25年の年金受給資格期間に含めて算定する特例（年金額の計算には用いない「カラ期間」とする）を設けることを検討する。

(イ) 上記によりカラ期間となつた期間への特例追納の実施

被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間（過去の訂正による期間を含む）にわたりて、保険料を追納することができるようにすることを検討する。

ただし、一挙に保険料を納付する事が困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。

<主な論点>

- 分割納付の期間、方法をどうするか。
- 追納の保険料の水準をどうするか。

3. 「年金裁定により既に受給者（60歳以上）となつている人」の場合

・受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする（過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる）方向で検討する。

<主な論点>

- 過去に支払われた年金について、返還を求めるか。
- 将来の年金額を減額するかどうか。

(論点の検討に当たつての留意事項)

- ・ 被保険者の取扱いとの公平性
- ・ 現に年金を受給している者の年金を減額することの法制上の可能性
- ・ 既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行つてゐる高齢者

の生活の安定

・不整合を見つけられる者とどうしても見つけられない者が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となること

4. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止

(ア) 本日付けて、「運用3号」通知の留保を解除し、通知を廃止する。

(イ) 本年1月1日(昨年12月15日以降受付)から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者については、3月随時払い以降、既裁定額を支給する。ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既裁定額の差額を調整することを検討する。

(ウ) 今後の新規裁定請求(2月24日までに裁定されていなかった受付済みの裁定請求を含む。)については、「運用3号」通知の廃止の後、「運用3号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、3. の対象とすることを検討する。

5. 上記の措置は、法改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。

・「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けるための申し出ができる期間は、法改正施行後3年間に限るものとすることを検討する。

<主な論点>

○3年の間に広報や勧奨を十分行ったとしても、事実関係の確認が困難で、期間内に記録の訂正ができないケース（例えば、過去に健保組合加入の会社員の配偶者がパート等の収入が増え被扶養を外れたこと）がある。

6. 将来に向けて、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討する。

II. 本件に関する処分

本件についての大蔵の監督責任、事務局の業務遂行に関して不適切な点があったことから、本日付で関係者を処分する。

以 上

平成 23 年 3 月 30 日

厚生労働大臣 殿

年金記録回復委員会

第 3 号被保険者の記録不整合問題についての意見（その 2）

平成 23 年 3 月 8 日の当委員会において、厚生労働大臣から、法改正なども視野に入れた第 3 号被保険者の記録不整合（以下、「不整合 3 号記録」といいます。）問題への対応につき、助言等を求められます。

その一部につきましては、既に同日付けにて、＜別紙 1＞のとおりの意見を申し述べたところであります。その後、同日のうちに厚生労働大臣から「第 3 号被保険者の記録不整合問題への対応について」（以下「大臣ペーパー」という。）が公表され、抜本改善策案の方向性と論点が示されたことを受け、当委員会として、引き続きその改善策の方向などにつき検討しましたので、＜別紙 2＞の共通認識を基に、＜別紙 3＞に記載の本件に関連する問題提起も含め、以下の意見を申し述べます。

なお、「不整合 3 号記録」の背景認識については、その検討対象となる時間軸が長く、データや疎明材料が機構側と本人側で共に極めて乏しいことから、蓋然性に基づく感覚的な例示助言に留まらざるを得なかつたことをご了解ください。

また、当委員会の機能から見て、以下の検討結果は例示助言に留まっているものであり、今後更なる検討は厚生労働省及び日本年金機構において行うものとしておりますことを申し添えます。

第 3 号被保険者の記録不整合問題への対応について

平成 23 年 3 月 8 日

厚 生 労 働 大 臣

第 3 号被保険者の記録不整合問題（以下「本件」という。）に関して、本日、総務省年金業務監視委員会から総務大臣に対して意見書が提出され、これを受けて、総務大臣から厚生労働大臣に意見が表明された。また同じく本日、厚生労働省年金記録回復委員会において、厚生労働省としての意見を申し述べたうえで助言を受けた。その後、総務大臣と厚生労働大臣で協議を行つた。

厚生労働省としては、国会における本件に関連する指摘や上述の意見書、助言の内容等を踏まえ、抜本改善策案の方向性と論点について以下のとおり整理するとともに、本件に関して関係者の処分を行うこととする。

I. 抜本改善策案の方向性と論点

1. 抜本改善策は、法律により対応する。

(3月8日付け厚生労働大臣への意見(別紙1)の通り。)

2. 「被保険者(20~59歳)である人」の場合

(ア) 受給資格期間の特例創設(「カラ期間」の導入)

対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、(イ)の特例追納が困難な場合も、その納付されなかつた期間を25年の年金受給資格期間に含めて算定する特例(年金額の計算には用いない「カラ期間」とする)を設けることを検討する。

(イ) 上記によりカラ期間となつた期間への特例追納の実施

被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間(過去の訂正による期間を含む)にわたつて、保険料を追納することができるよう^にすることを検討する。

ただし、一挙に保険料を納付することが困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。

<主な論点>

- 分割納付の期間、方法をどうするか。
- 追納の保険料の水準をどうするか。

1) 「カラ期間」と「特例追納」の導入に際しては、結果として特例追納を行わなかつた場合に低年金者が発生する、との批判は甘受せざるを得ない。

2) 大臣ペーパーのとおり、不整合3号期間に限り、昭和61年4月以降の全ての期間を対象として「カラ期間」とし「特例追納」を認めることが適当である。ただし、次のような課題があることに留意する必要がある。

①通常のカラ期間であると、老齢年金の資格期間には含まれても障害年金の納付要件には反映されないこととなるので、障害年金の受給資格要件である初診日の認定を可能にするなど、障害年金の受給に影響を生じさせないような特例措置(例えは学生納付特例に類似のカラ期

間) の検討も必要である。

②追納すべき保険料の水準については、年金確保支援法案とのバランス、年金財政への影響、当時の国年納付者とのバランスを考慮すべきである。また、追納すべき保険料の分割納付の期間・方法などについては、事務効率化の観点も含めた検討が必要である。

③また、「被保険者」と「受給者」の分類は、年金裁定を受けているか否かで区別することが考えられるが、60歳以上で受給権を取得していない者、及び、年金支給年齢到達後も裁定請求をしていない者などの未裁定者は、「被保険者」として区分するかどうかなお検討が必要である。

④特に対象期間が長期に及ぶ場合について、特例追納すべき金額が多額となり、支払能力の問題から、富裕者への恩恵度が高く低所得者の納付が困難となるおそれがあるので、追納相当額の一部への融資等の別途の対策を併せて検討する必要がある。

3) また、不整合3号期間については行政側にも一定の責任があることから、本人に問うべき自己責任部分を小さくして「カラ期間」「特例追納」を導入するとしても、

①昭和53年までに3回行われたような「特例納付」のように、本来納付すべきことを知りながら納めなかつた1号未納などの記録不整合以外にまで拡大することは、正しく納付してきた方との公平性が一層損なわれるため慎むべきであること、

②不整合3号期間について立法により特別な措置を講じるのは、過去における不整合期間を対象とするものであり、将来に向けた周知広報や発生防止策を講じた上で、今後の期間は対象とすべきものではないことから、このような立法措置は今回限りであること、

③追納保険料については、当時の法定保険料に一定の加算を行うことになると考えられるが、その加算金の大小にかかわらず、保険理論上の「逆選択」、すなわち、短命と思う者は追納せず、長命と思う者が追納するような事態が起こり得ることや、不整合記録保有者自身に「未納」という形で自己責任が問われなくなり、正常記録届出者からの不満が大きくなるといった面も生じるものであり、このような観点からも、このような立法措置は今回限りであること、

とすべきである。

4) さらに、過去において3号記録を1号記録に正常に訂正した被保険者についても、前記2)とのバランスから、希望者には同様に、訂正により生じた1号未納期間をカラ期間とし、保険料の追納を可能にすることが必要である。更には、これらの該当事例の把握の具体策を検討することも必要である。特に過去における正常訂正の結果、資格期間が年金受給に必要な25年に到達することが見込めず(=無年金見込みとなり)、脱退手当金を受領した者については、保険料の追納と合わせた脱退手当金受領期間の回復なども含め、所要の措置を講ずるべきである。

5) なお全ての期間について「特例追納」を認めるについて、免除制度における追納も、年金確保支援法案の事後納付も共に10年間であり、あまりに長期間の特例納付を認めるべきではなく、それ以前の分は自己責任(未納扱い)とすべきであり、これを「直近から通算して10年を限度」とすべきとの意見もあった。

また一方で、対象者の期待権に一定程度配慮し、カラ期間化する期間（追納可能期間）は 10 年に限定し、それ以上の期間は 3 号の記録を維持することも考えられるとの意見があった。

3. 「年金裁定により既に受給者（60 歳以上）となっている人」の場合

- ・受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする（過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる）方向で検討する。

<主な論点>

- 過去に支払われた年金について、返還を求めるか。
- 将来の年金額を減額するかどうか。

(論点の検討に当たっての留意事項)

- ・被保険者の取扱いとの公平性
- ・現に年金を受給している者の年金を減額することの法制上の可能性
- ・既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者の生活の安定
- ・不整合を見つけられる者とどうしても見つけられない者が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となること

1) システム抽出などにより「不整合記録あり」と判別された受給者の不整合 3 号期間に係る大臣ペーパーにいう「カラ期間」「特例追納」の取扱については、次の理由により、追納がなければ減額するといった不利益変更は困難であるとする意見が大勢を占めた。一方で、相応の自己責任に伴う部分負担を行い、正常に記録を訂正した者との公平を図る観点から、将来に向けてのみであれば年金の減額を行うことも考えられるが、その際にも訂正結果で減額となる場合は減額上限を設定する、低所得者については減額の対象から除外するといった配慮が必要との意見があった。

- ①既に年金が裁定されており財産権として年金受給権が発生していること。
 - ②その裁定については行政の責任もあり、裁定の取消及び再裁定を行うことは、信義則違背の問題があること。
 - ③既に受給を開始している年金を基礎に生活設計を行っている高齢者の生活の安定を阻害し、ひいては生存権にも関わる問題を招くこと。
 - ④システム抽出では不整合を見つけることができない者(*)が見込まれる中で、不整合が発見された者のみに是正を求めるることは納得が得られないこと。
- (*)離婚・再婚しているにも関わらず手続きを行っていない場合、収入が 130 万円を超えたために生計維持関係が消滅している場合など

- 2) これに関連して、被保険者の取扱いとの違いに起因する被保険者世代との不公平感を懸念する意見があったが、親世代の受給者の生活の安定は子供の被保険者世代の負担の緩和にもつながっているとの意見があった。
- 3) また、2. - 4) と同様、過去において3号記録を1号記録に正常に訂正した（正常記録に戻し減額裁定を受けた）受給者についても、前記1)とのバランスから、希望者には遡及訂正した時点にかかるわらず、遡及追納を可能にするべきである。
- 4) 2. と3. に共通の事項として、費用対効果面も勘案しつつ効率的な「不整合3号記録」の解明に資する実務的処理方策の検討が必要であり、以下の点に留意すべきである。
- ① 今秋以降のいわゆる「システム抽出」は、受給者についても実施すべきである。
 - ② 抽出後の作業や不整合記録が見つかった方への対応も含む作業手順の構築が必要である。
 - ③ その際、システムで把握ができない、離婚・死別による不整合3号記録該当者等の取扱いについては、裁定時のチェック等についてさらに検討が必要である。

4. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止

- (ア) 本日付で、「運用3号」通知の留保を解除し、通知を廃止する。
- (イ) 本年1月1日（昨年12月15日以降受付）から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者については、3月随時払い以降、既裁定額を支給する。ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既裁定額の差額を調整することを検討する。
- (ウ) 今後の新規裁定請求（2月24日までに裁定されていなかった受付済みの裁定請求を含む。）については、「運用3号」通知の廃止の後、「運用3号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、3. の対象とすることを検討する。

（本件は、厚生労働省及び日本年金機構において検討すべき事項と思料するので、当委員会としては言及しない。）

5. 上記の措置は、法改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。

「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けるための申し出ができる期間は、法改正施行後3年間に限るものとすることを検討する。

<主な論点>

- 3年間に広報や勧奨を十分行ったとしても、事実関係の確認が困難で、期間内に記録の訂正ができないケース（例えば、過去に健保組合加入の会社員の配偶者がパート等の収入が増え被扶養を外れたこと）がある。

(注) 大臣ペーパーにおける「3年間の時限措置」とは、法で定めた日から3年間に限って「特例追納」等の措置を適用することと解する。

- 1) 3年間の時限措置については、3年の間に集中して広報や勧奨を行うことは当然であるが、それでもなお事実関係の確認が困難で、後になって不整合記録の未訂正のあることが発見される場合もあり得ることから、そのような場合には本人がその事実を知り得たときから3年以内であれば「特例追納」を可能とするべきである。
- 2) 従って、未訂正者に対する今回の措置についての十分な周知が必要であり、事実関係の確認が困難なケースへの対応も含めて未訂正者への訂正勧奨の方法について検討すべきである。
- 3) 3年時限の施行前における被保険者の不整合3号記録の取り扱い、及び3年時限の経過後の被保険者についての取り扱いの明示が必要である。
- 4) 3年時限の期間設定については、特例措置のシステム開発、対応体制の整備を十分整えた上で、できるだけ早期にスタートすることが望まれる
- 5) 3年という短期間での集中的な取組の観点から不公平感除去のために講じる措置は、シンプルにしてコストをかけない方策とすべきで、そのためにも、実施組織である日本年金機構との十分なすり合わせが必須であるとの意見があった。

6. 将来に向けて、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討する。

現在検討中の新規発生の防止策（例：健康保険組合からの「被扶養配偶者の削除情報」がよりスムーズに入手できる実務的処理手順、「システム抽出」の定例化など）の実施の促進について検討することが必要である。

II. 本件に関する処分

本件についての大臣の監督責任、事務局の業務遂行に関して不適切な点があつたことから、本日付で関係者を処分する。

（意見を申し上げるべき対象ではないので、意見は差し控えた。）

別紙1. 平成23年3月8日付け 厚生労働大臣宛の意見書(その1)

平成23年3月8日

厚生労働大臣 殿

年金記録回復委員会

第3号被保険者の記録不整合問題についての意見

平成23年3月8日の当委員会において、厚生労働大臣から『法改正なども視野に入れつつ対応する』ことについての助言を求められましたので、以下のように意見を申し述べます。

1. いわゆる「運用3号」については、昨年3月の当委員会の総意としては、やむを得ない対応であるとしたところだが、これについては、当時の状況からすれば、従前の対応との連続性の観点及び今後への是正策の観点から一つの考え方であったと思料する。
2. その後、本年1月以降、各方面から、①「運用3号」対象者と過去に記録不整合を是正してきた者との間での不公平、②今後法令に基づき適正な届け出を行うことに対するモラルハザード拡大の懸念等の指摘をいただぐ中、厚生労働大臣が「法改正を視野に置いた抜本改善策を早急に検討する必要がある」との考え方を示されているが、諸事情に鑑みると、妥当なことであると思料する。
3. 「第3号被保険者の記録不整合問題」については、今後も年金記録回復委員会として必要な助言等を行う。

以上

別紙2 意見提示に際しての共通認識

1. 不整合3号記録解消のための根拠データについて

少なくとも次のデータは、意見とりまとめの際の回復委員会に提出することも含め、取りまとめがべき次第速やかに公表すべきである、との意見で一致した。

- ①運用3号として受け付けた申請データの内訳、なかんずく裁定済みのもののデータ。
- ②一定の時間を要しようが、今後具体案の議論を進めるために必要な、不整合3号記録のサンプル調査の対応方針。

2. 行政に起因する不整合3号記録への配慮と、それに関する自己責任について

(1) 不整合3号記録の発生には、行政に起因する問題として、不作為(*1)、誤った事実に基づく行政処分(*2)などによる信義則違背(*3)を認めざるを得ないことから、その解消には「本来のルールに基づく処理」(*4)だけでは対処できない、という背景認識で一致した。

(*1) 平成17年7月以前は届出の勧奨が十分でなかったり、その結果のフォローが不十分、現場から汲み上げることができなかった不整合記録の問題、納付書の不発送など

(*2) 裁定請求時に確認すればよいという裁定時主義をとりつつ、裁定審査時の不整合記録のチェックが統一的に運用されなかつたため、誤った3号記録に基づく裁定行為が発生

(*3) 行政の取組に関しては、不整合のままでの記録が定期便などで通知されたことにより結果的に誤解が生じた面もある

(*4) 「不整合3号記録は本来の1号に訂正し、保険料納付可能分以外の記録は1号未納とする。」

(2) 従って、現時点で、あるいは今秋以降のシステム抽出において、不整合3号記録を完全に解消することは、窓口クレームのみならず訴訟リスクも含む大混乱を招きかねないことから、行政に起因する問題であることにも鑑み、「不整合3号記録を有する人への一定の配慮」が必要になる。

その意味では、いわば、[行政に起因する問題 ⇒ 不整合記録への一定の配慮] という図式となる。

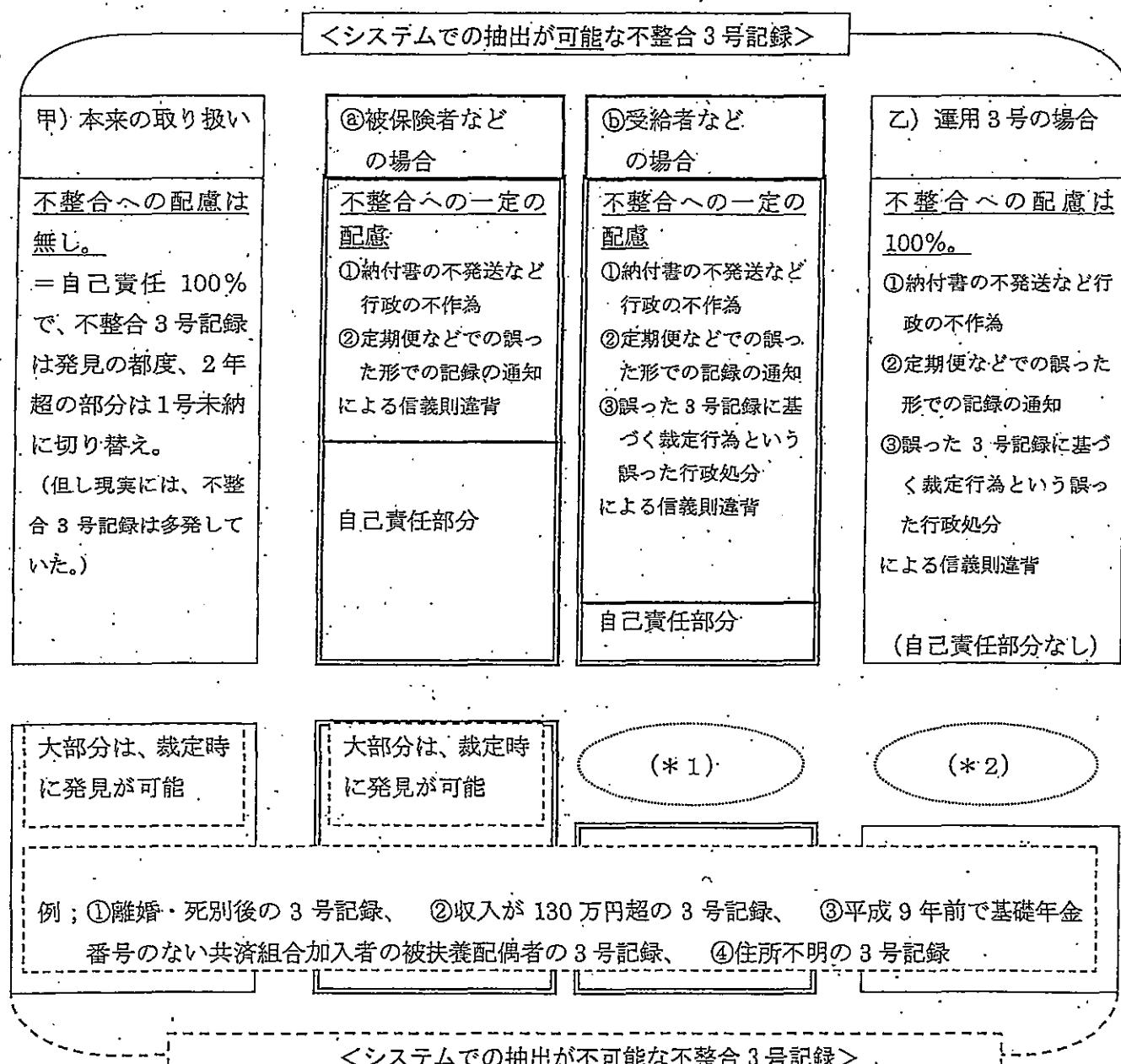
(3) とは言っても他方では、「適切に1号記録への届出を行った人」(*)からすれば、不整合3号記録を有する人たちにも法令に基づきそれなりの自己責任があるはずで、過失が全く無いわけではないことから、「不整合3号記録への一定の配慮」に対して不公平感を抱くことになるため、その不公平感の緩和のためには、不整合3号記録を有する人の自己責任もある程度は問う必要がある。

(*) 自発的にもしくは指摘されて「正当な1号記録」の届出をした人で、その概数区分は不詳。

(4) 以上を要約すると、行政に起因する問題であることに鑑みた「不整合3号記録への一定の配慮」は、不公平感の緩和のために、ある程度の制約(=自己責任の所在の確認)が必要になるとの認識に達した。

不整合 3 号記録への一定の配慮の度合いは不公平感に比例しようから、それと不整合 3 号記録を有する人に自己責任を問う部分との総和は一定である、と考えれば、不公平感を少なくしようとすれば、自己責任を問う部分を多くせざるを得ない。

この点は、不整合 3 号記録問題の解消に向けて避けて通れないことを、前提とすべきで、図示すると下図のようになる。



(*1)の部分=受給者については、システムでの抽出が不可能な不整合 3 号記録が多いほど、それらとのバランス上、抽出可能だった者のみに自己責任を問うことの合理性は小さくならざるを得ない。

(*2)の部分=受給者・加入者共に、不整合 3 号記録を「運用 3 号」とするため、受給者と加入者間のバランスの考慮は必要なくなる。

(5) なおこれらの認識に関連し、

- ①自己責任というが、実務論としては自己責任を問うことが困難な人がいることに留意が必要、
- ②そもそも2年の時効が経過しているために保険料を払えない期間を、遡って1号にしてしまうことにも疑問があり、いわば「納付不能かつ徴収不能な1号被保険者」の存在をどう理解するのかという論点があるのではないか、
- ③事業主のミスなどにより厚生年金の短期加入漏れなどに付隨して発生する、3号被保険者たる被扶養配偶者の種別変更漏れに、どのように対応するのか、
- ④システム抽出の不可能な不整合3号記録(10ページの図参照)で、裁定時にも「不整合記録である」との確認の得られない記録に、どのように対応するのか、

という意見があった。

別紙3. 関連する意見

1. 第3号被保険者制度そのものの見直しについて

第3号被保険者制度には、予てから多くの問題点が指摘されてきている。

例えば、第3号被保険者に係る基礎年金拠出金制度の仕組みに対する一般の理解の得られ難さ、対象者比率の減少、基礎年金は個人単位といいつつこの分野にのみ世帯単位の考え方方が導入されていることの不合理さ、それに由来する正常な3号記録の把握の困難さと届出のみに依存する事務効率の低さなどである。

意見本文6. の指摘に従い不整合3号記録の解消に向けた努力を進めるが、3号被保険者制度においては、なお不公平を指摘する声は多くあると思われるので、次回の年金制度の抜本改正時には、3号被保険者制度そのものの見直しの議論が是非とも必要、との意見で一致した。

2. 記録回復に向けた施策の実施手続きについて

不整合3号記録の問題については、国会等において課長通知による実施という手続面からの問題も指摘されてきている。

年金記録回復委員会としては、これまででも記録の取扱いについて国民の権利の保持に配慮しつつ各種基準の設定等の議論を進めてきたところであるが、今後ともそういった取組を進める重要性に鑑みれば、この際年金記録回復委員会における議論を経て施策を実施するに当たっては、大臣の指示に基づき実施するという手続きを明確化しつつ進めることに留意するべきである。

3. 行政の責任について

今般の不整合3号記録問題には、明らかに行政の過去の不手際があり、従来より関係者から指摘されてきたにもかかわらず、その改善が放置されてきた。

そこから当委員会においても「当然に行政の責任が糾明されるべきである」との意見があるが、その責任の所在追及は、その背景事情が長期間かつ多岐に亘り、検証の困難性や実効性の面から見て、当委員会の機能を超えるを得ないため、当委員会としては、「看過すべき意見ではない」ことだけを付言する。

(完)

社会保障審議会
第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会
報告書

平成23年5月20日

社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会

社会保障審議会

第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会報告書

はじめに

サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である第3号被保険者について、第2号被保険者の退職などにより、実態としては第1号被保険者となつたにもかかわらず、必要な届出を行わなかつたために、年金記録上は第3号被保険者のまとまつてされている期間（以下「不整合期間」という。）を有する方が多数存在する。

この問題に関しては、本年1月1日以降、いわゆる「運用3号」取扱いがなされたが、国会等の議論を踏まえ、本年3月8日に発表された「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」（厚生労働大臣）において、これを廃止するとともに、立法措置による新たな抜本改善策の方向性と論点が示された。

これを踏まえ、本年4月以降、社会保障審議会の下に設置された当第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会において、抜本改善策の具体的な内容を検討するため、5回の審議を重ねてきた。

今般、その結果を取りまとめたので、報告する。

1. 抜本改善策の基本的考え方

以下、厚生労働大臣が示した「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」の論点に沿つて意見を申し述べる。

（1）保険料に応じた年金給付という原則を踏まえ、制度への信頼を確保すること

- ・ 年金制度は、現役時代に納めた保険料に応じて年金給付額が決まる制度である。このルールへの信頼がある故に、現役世代は将来のためにまじめに保険料を納め、高齢者は権利として堂々と年金を受給することができる。国民の年金制度への信頼を確保するためにも、今般の対応策においては、この原則を十分踏まえる必要がある。

（2）できるだけ正しい記録を追求すること

- ・ 被扶養配偶者である第3号被保険者は、通常は所得がないことから、健康保険の場合と同様、その者自身へ保険料負担を求めることにはなつてない。このため、個々の被保険者について、正しい被保険者種別に基づいた保険料賦課や年金支給が行われることが、制度運営上の大前提である。
- ・ したがつて、現に多数の不整合期間が生じていることは、制度運営の根幹にかかるものであり、年金制度そのものの信頼も損ないかねない。

- ・ 政府においては、第3号被保険者制度創設当初（昭和61年4月）からこれまでに生じ、現時点で未だに訂正がなされていない不整合期間（以下「未訂正期間」という。）について、今般の立法措置の対象期間中に、できる限り把握して訂正し、正しい記録を追求することが重要である。
- ・ このため、日本年金機構における不整合期間の把握の取組みに加え、不整合記録を有する者からも自発的な申出がなされるよう、周知広報が必要である。

（3）適切に手続きを行ってきた者等との公平性に留意すること

- ・ 記録不整合問題は、本人からの届出が提出されなかつたことに起因している¹。これまで、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が必要になった者のうち、大多数の者（95%程度²）は適切に届出を行っていたことを踏まえると、届出漏れは一義的には本人の責任であると考えられる³。したがって、第1号被保険者への届出を行い、必要な保険料を納付してきた者との公平性に留意しなければならない。また、当初から第1号被保険者であったものの、納め忘れ等により未納となっている者に対して講じられる施策との公平性に留意した対応策とすることも必要である。

（4）不整合期間を有する者に対する救済の観点にも配慮すること

- ・ 一方、届出にかかる勧奨状の送付など、被保険者種別を正しいものとするための行政側の取組みが必ずしも十分でなかつた面がある⁴。
- ・ また、多種多様な生活実態の変化に応じて、制度上第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届が必要とされる事実が生じており、そのことに気がつかずに届出をしていなかつたことが、全て本人の責に帰するとはいえないとの意見もあった。
- ・ さらに、第3号被保険者期間として取り扱われていることについて、本人に一定の信頼が生じてることへの配慮が必要である。特に、受給者については、年金収入により生計を維持している者が多いため、記録訂正によりそれまで受給してきた年金が急に減額となる際には、十分な配慮が必要である。

¹ 現役の国民全員を被保険者とする公的年金制度においては、行政の側だけで被保険者一人一人の状況を把握することは不可能である。このため、被保険者資格の取得・喪失や、種別の変更に関しては、被保険者自身に届出の義務を課しており、第3号被保険者が第1号被保険者となった場合も同様である。

² 厚生労働省による粗い推計では、第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の昭和61年度（第3号被保険者制度創設当時）からの累計は1,913万人。これに対して、種別変更せずに不整合期間を有する者は97.4万人である。

³ 大多数の第3号被保険者については、種別変更があった場合には適切に届出を行っていることや、ねんきん特別便、ねんきん定期便により、自身の年金記録の状況を確認する機会もあったこと、医療保険と制度が連動しており、通常は医療保険の手続きの際に、年金の手続きも気がつくのが普通であることを指摘する意見があった。また、届出義務を知りつつ、保険料納付を逃れるために届出を行わなかつた者の存在も否定できないのではないかとの意見もあった。

⁴ 医療保険者からの情報取得が十分ではないこと等により、種別変更があったケース全てについて勧奨状が送付されてきたわけではない。また、平成17年に職権による種別変更が開始されるまでは、勧奨状を送付するだけにとどまり、届出がなくてもそれ以上の対応を行っていなかつた。

- したがって、不整合期間を有する者に対する救済の観点も必要であり、そのための方策を併せて講じなければならない。

(5) 今回限りの特例的な時限措置とし、再発防止策を徹底すること

- 今般の措置は、第3号被保険者制度の創設以来生じてきた不整合期間について、この問題を是正し、正しい記録とする取組みに際して講じられる特別な措置である。したがって、今回限りの特例的な時限措置とするとともに、今般の措置において対象とする不整合期間は、これまでの被保険者期間に生じた不整合に限定すべきである。
- 併せて、新たな不整合期間ができるだけ生じないような運営上の方策を講じることが、極めて重要である。

2. 抜本改善策の具体的内容について

(1) 不整合期間を「カラ期間」とすることについて

- 未訂正期間を有する受給者や受給年齢に近い者について、現行法の下で記録を訂正すると、無年金となる事例が生じうるが、受給権が突然失われることは、老後生活に極めて大きな影響を与えるものである。したがって、不整合期間が訂正された時点で保険料が納められなくなっている期間⁵について、受給権を確保する措置が必要である。
- 一方、不整合期間は第1号被保険者として納めるべき保険料を納めていない期間であり、これをそのまま年金額に反映することは適当ではない。このため、不整合期間を「カラ期間」とする措置は、妥当なものである。
- また、特例追納の期間が終了した後に不整合が判明した場合であっても、無年金となることは避けるべきであり、「カラ期間」とすることを認める必要があると考えられる。

(2) 不整合期間への特例追納について

- 受給中の年金額や将来受給する年金額が、訂正により大きく下がることを避ける観点から、現行法では訂正の時点では保険料が時効により納められなくなっている期間についても、保険料を納付する機会を一定程度認めることが必要である。
- 不整合期間の実態は第1号被保険者としての未納期間であり、その発生について本人の責任も否定できないため、通常の未納期間と比べて特別扱いすることは、公平性の観点から望ましくないとの意見が大勢を占めた。したがって、通常の未納期間を対

⁵ 現行法では、毎月の保険料は2年間で時効消滅する。このため、不整合期間が記録訂正により第1号被保険者期間となった場合に、記録訂正の時点から2年以上前の期間について、保険料を遡って納付することはできず、未納期間となる。

象とする後納制度⁶と同様に、過去10年前までの期間に生じた不整合期間について納付ができるようにする取扱いが妥当である。

- この後納制度やこれまでの特例納付では、受給権を得た者は対象としていない⁷。他方で、今般の対応策においては、記録訂正によりそのままでは年金額が下がるという特別な事情があることを踏まえ、受給者等について、特例追納の機会を設けることが妥当である。
- この場合、不整合期間は60歳に達するまでしか生じえないことから、受給者等の年齢にかかわらず、60歳に達するまでの10年間（50歳以降）に生じた不整合期間を対象とすることを検討すべきである。

（3）現に未訂正期間がありながら年金を受給している者の扱いについて

- 受給者については、過払いとなった年金額の返還や将来支給する年金額の減額を求めるべきとの立場から、以下のような意見があった。
 - 不整合期間を有する者のみを特別扱いしてこれまでの行政実務とは異なる取扱いすることは妥当ではない。
 - 納めた保険料に応じた給付という原則を否定すると、若年世代の年金不信がさらに深まるおそれがある。
 - 誤った年金額であると分かっていながら給付を続けることは制度の信頼を損ねるので、少なくとも将来支給する年金は、保険料の納付がない限り減額すべきである。
- これに対して、受給者に減額や返還を求める事務処理といった行政コストも勘案し、慎重な対応が必要であるとの意見もあったところである。
- すでに年金を受給している者の年金を減額することの法制上の位置づけについては、不整合期間を訂正せずに裁定された年金額は、法律に基づかない誤った年金額であるため、財産権そのものではなく、再裁定を行うことも法的には可能であると考えられる。ただし、行政が不整合期間を基に本来の年金額よりも高い年金額で裁定を行い、年金を支払ってきたことを踏まえると、こうした行政の取扱いを信頼してきた受給者

⁶ 現在参議院で継続審議の取扱いとなっている年金確保支援法案（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案）に盛り込まれている後納制度は、将来の無年金・低年金を防止する観点から、保険料をできるだけ納めやすくするために、すでに保険料徴収権が時効で消滅した2年前より以前の未納期間について、本人の希望により納付することを認める措置であり、

・ 現役の方々が毎月納めている保険料により、その時々の給付を賄う世代間扶養の考え方を踏まえれば、何十年も前の期間を今納付できることとすることは望ましくないこと
・ 適切に保険料免除の申請を行ってきた者について、国民年金制度発足以来、10年前までの追納しか認めてこなかったこととの公平性を踏まえ、過去10年前までの期間を納付することとされている。

⁷ 受給権を得て年金をもらいながら、その年金を原資として年金受給前の期間の保険料を納め、さらに高い年金額を受給することが、年金制度にそぐわないとの考え方による。

を保護する観点⁸から、一定の配慮は必要であるとの意見があった。

- ・ 現に受給中の年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者の生活の安定という観点からは、不整合期間が平均6・8月程度（年金月額1,000円相当）であるので、減額を行ったとしても、生活の安定を脅かすほどではないのではないかとの意見があった。他方、不整合期間が長く、減額が大きくなる者については、高齢者の生活の安定という観点から一定の配慮が必要であるとの指摘もあった。
- ・ 不整合期間が判明する者とそうでない者がいる中で、判明した者だけが過払いとなつた年金額の返還を求められ、将来支給する年金額が減額となる点については、完全な制度とすることは難しいが、政府として、できるだけ不整合期間を把握する努力を行うのは当然であるとの意見があった。
- ・ 以上の意見を踏まえ、今般の対応策においては、特例追納がない限り、過去5年間に支払われた過払い額の返還を求め、将来支給する年金については減額を行うことを原則とすべきであると考える⁹。ただし、行政の取扱いを信頼してきた受給者の保護や、高齢者の生活の安定の観点を考慮した配慮措置を併せて講じることが必要である。また、内払調整¹⁰で無理のない範囲での過払い分の返還にとどめるなど、高齢者の立場に立った対応を検討すべきである。

（4）過去に訂正された期間の取扱いについて

- ・ 施行日までの間に不整合期間に気がついて自ら訂正を申し出た者や年金事務所の窓口等で不整合期間が判明して記録の訂正が行われた者と、現在にいたるまで不整合期間が判明しなかった者の公平性の観点から、施行日までに記録の訂正がなされた不整合期間についても、今般の特別措置の対象とすべきである。

（5）いわゆる「運用3号」取扱い¹¹の下で年金を裁定された者の取扱いについて

- ・ いわゆる「運用3号」取扱いは、記録訂正の対象者に大きな影響が生じることを避けるためには、現行法の下では他に適当な方法がないために採られた救済策として、法律に基づく本来の年金額より高い年金額を支給する取扱いとなっている。

⁸ 法律による行政の原理に基づけば、誤った裁定は取り消して再裁定を行うことになる。ただし、取り消されるべき行政処分の性質、相手方その他利害関係人の既得の権利利益の保護、当該行政処分を基礎として形成された新たな法律関係の安定の要請などの見地から、条理上取消しが許されず、又は、制限される場合があることは、これまで、判例・学説においても確立している（信義衡平の原則）。

⁹ 現行の行政実務においては、裁定が誤っていることが判明した場合には、原則としてこれを取り消した上で再裁定を行い、その結果、年金が減額となる場合には、すでに支払った年金の過払い分は、不当利得として返還（時効にかかる過去5年分）を求めている。

¹⁰ 内払調整とは、再裁定が行われた結果年金額が減額となった場合に、年金の過払い分を、一括で返済するのではなく、今後受給する年金額から減額する方法により返済していく方法である。

¹¹ いわゆる「運用3号」取扱いは、第3号被保険者期間とされている不整合期間について、現状の年金記録を尊重し、①受給者については、年金額はそのままとし、②被保険者については、将来及び過去2年分は第1号被保険者とするが、2年以上経過した期間は今後も第3号被保険者とする取扱いである。

- ・ この取扱いを受けて裁定された年金額を受給している者について、遡って再裁定等を行うことについては、いったん国が通知により表明した取扱いに基づいて本人に利益を与えた経緯があることから、憲法上の財産権との関係も問題となりうるため、慎重に対応すべきであるとの意見もあったところである。
- ・ 他方で、いわゆる「運用3号」取扱いについては、公平性の観点から、国会等の場で様々な指摘がなされたことを受けて、廃止され、これに代わる立法措置を講じることとされたという経緯がある。運用3号の下ですでに年金の裁定がなされた受給者は、不整合期間に基づく年金額を受給しているという点では、未訂正期間を有する他の受給者と同じであり、国民の納得や年金制度の信頼確保の視点からは、こうした者についても、遡って再裁定を行い、同様に取り扱うべきである。

(6) 特例追納の保険料額等について

- ・ 過去10年前までの期間については、年金確保支援法案の後納制度と同様に、保険料額は、不整合期間があった当時の国民年金保険料額に、その後の国債利回り等を踏まえた一定率を加算した額とすることが妥当である。
- ・ 一方、受給者等について、その者が60歳に到達するまでの10年間に生じた不整合期間への特例追納を認めることとする場合には、現在からみて過去10年前より以前の期間については、簡便な仕組みとする観点から、例えば過去10年間の追納保険料額を下回らない額で一律とするべきである。
- ・ 保険料納付の方法については、特例追納の期間内であれば、本人の希望により、一括納付又は分割納付の方法で納めることを可能とすべきである。
- ・ 期間については、後納制度は、3年間の時限措置とされているところであり、今般の特例追納についても、3年間の時限措置とすることが妥当である。

なお、3年間の期間の経過後に、新たに不整合期間が判明する場合も考えられるが、通常の未納者とのバランス等を踏まえれば、特例追納は期間内のみ可能とするべきである。

(7) 障害・遺族年金受給者の取扱いについて

- ・ 老齢年金について、不整合期間が判明した場合でも今後の受給権を保護する以上、障害・遺族年金に関しても、現に受給している者や今後受給する者については、不整合が判明して訂正することにより受給権が失われることのないよう、特別の措置を講じるべきである。

(8) 新たな不整合期間が生じないようにするための方策について

- ・ 種別変更の届出が必要になる様々なケースについて適切に届出が行われるよう、制度の周知や啓発を行うとともに、被保険者等が自分の年金記録等を確認する仕組みにおいて、不整合の事実により容易に気付くことができるようにするための改善が必要である。

- ・同時に、届出が必要であると本人が気がつかなかつた場合でも、記録が不整合のままとなつてしまわないようにするための行政の取組みが必要である。現在、第3号被保険者に関する不整合期間があることを把握した場合には種別変更の勧奨状を送付する等の対応を行つてゐるが、一部の不整合期間については把握できる体制となっていないこと等から、今後は、
 - ① 第3号被保険者が配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報を入手して種別変更につなげることや、
 - ② 第3号被保険者であった者に種別変更の勧奨状を送付した際に、宛先不明で返戻される場合でも職権による種別変更を行うことなど、費用対効果にも留意しつつ、新たな不整合期間が生じないようにするための更なる対策を講ずる必要がある。
- ・また、現在、政府において検討が進められている社会保障・税に関わる番号制度が導入された後は、当該制度も活用し、被保険者資格のより適正な管理等を進めていく必要がある。

おわりに

第3号被保険者制度創設以来生じてきた記録不整合問題について、特例的な対応として、上述のような対応策は必要であると考える。政府において速やかに成案を得た上で、国会において立法化に向けた議論が行われることを期待する。

また、年金制度に対する国民の信頼を確保するためには、実態に即した正しい被保険者種別の下で、正しく保険料賦課や年金の支給がなされることが極めて重要であり、新たな立法措置の下で、これまでに生じた不整合記録ができる限り正しく訂正するとともに、将来に向けては、記録不整合問題が再発しないようにする必要がある。

このため、公的年金制度を運営する政府においては、今般の問題が生じた背景や原因について調査分析を行いつつ、今後このような事態が再び生じないようにするための改善方策を早急に講じることを求めたい。また、制度の施行までの間に、今般の立法措置の内容や、第3号被保険者の資格や届出に関する制度の内容について、十分に周知広報を行うことが必要である。

同時に、被保険者たる国民の側に関しても、種別変更の届出は被保険者自身の義務であること、自らの被保険者種別を正しいものとしておくためには自分自身の取組みが必要であることを訴えたい。

なお、今般の問題は、第3号被保険者制度の運用に際して生じた問題ではあるが、同制度については、これまで様々な問題点が指摘されているところであり、今後、年金制度改革について検討していく中では、第3号被保険者制度のあり方についても、別途、議論を深めていくことを強く求めたい。